

天皇および天皇制についての一考察

—第二次世界大戦における天皇の
立場・思想を中心に—

美 和 信 夫

はじめに	第1節 開戦と天皇の立場
第1章 戦後の天皇(制)論の全体的傾向	第2節 終戦のご聖断
第2章 第二次世界大戦と天皇(制)をめぐる問題	第3節 敗戦後の天皇
第3章 敗戦と君主制	第4節 天皇および天皇制の意義
第4章 歴代天皇の本質・特色	第6章 現代の象徴天皇制
第5章 第二次世界大戦と天皇	おわりに
	補 註

はじめに

本論は、天皇および天皇制の本質・特色を、主として第二次世界大戦における天皇を事例として考察することを目的としている。

日本の歴史において、天皇(制)はきわめて大きな意味を持ってきた。また、さまざまな意見はあるが、現代日本においても天皇制は重要な問題であ

り、日本人は多大の関心を持っている⁽¹⁾。例えば、戦後の30年間に出版された天皇および天皇制に関する膨大な文献が、その点を端的に示している。そうした戦後の天皇(制)論の中で、第二次世界大戦と天皇(制)をめぐる問題が、特に関心の強い一つである。

そこで、本論は、主としてこの第二次世界大戦における天皇の立場・思想を通して、天皇および天皇制の本質・特色を考察しようとするものである。

尚、補註の内容は、すべて本論の最後に掲載した。

第1章 戦後の天皇(制)論の全体的傾向

戦後膨大な天皇および天皇制に関する文献が発表されている。まずこの章では、戦後の天皇(制)論の全体的傾向を検討し、天皇および天皇制に関する問題点をできるだけ明らかにしておきたい。

戦後の天皇(制)論の全体的傾向としては、歴代天皇の事蹟や歴代天皇に受けつがれている本質・特色など、天皇自身を問題にするより、主として天皇制を問題にする傾向にある。すなわち、日本、日本人にとって天皇の存在がどういう意味を持っているのか、或いは天皇という制度の本質・特色は何か、という点を主として問題としている。

次にそれら天皇制の研究内容は、大きく分けて次の四つに分かれている。すなわち、第一に天皇制の起源やその後の変遷など古代を中心に天皇制を歴史的に考察したもの、第二に明治維新以後敗戦迄の近代天皇制を中心に考察したもの、第三に戦後の新憲法下における現代の象徴天皇制を考察したもの、第四に天皇制を外国の君主制と比較研究したものの四つである。

またこうした戦後の天皇制論において、次の二つの傾向もうかがわれる。第一に天皇制が日本独特の存在である点を重視して論ずる傾向、第二に天皇制が世界の君主制と共通する点を重視して論ずる傾向である。

国家成立以来今日まで天皇が日本の中心として、大きな意味を持ってきたことは否定できない。そこで戦後の天皇制論がいろいろな内容や方法を取り

ながら、いずれの場合も、この重要な天皇制の本質・特色を明らかにしようとする点では共通している。そして戦後の天皇制論では、天皇制の本質・特色をどこに置か、どう結論づけるかで、大きく三つの立場に分れていると考えられる⁽²⁾。そこで以下では代表的学者の指摘を具体的に紹介しながら、この三つの立場を概観するとともに、天皇制論の問題点を考えておきたい。

第一は、天皇が日本人の精神・思想に大きな意味を持つ存在であるという、「精神としての天皇制」が天皇制の本質であるとする見解である。

例えば、倫理学者和辻哲郎氏の日本倫理想史研究の内容を、同じ倫理学者の古川哲史氏が次のように解説している⁽³⁾。

「和辻氏は、尊皇思想が日本倫理想の根幹であり、他のあらゆる倫理想はこれから派生していると考えていた。……してみれば、尊皇の道は、著者(和辻氏)に言わすれば、日本倫理想のいっさいが根ざす大本であり、日本の倫理想のいっさいが流れ出る淵源であるのである」

このように、和辻氏によれば、尊皇思想が日本倫理想の根幹であるという。つまり和辻氏は、歴代天皇は日本人の道徳思想の根幹、或いは日本人の道徳的理想像の具体的象徴としての意義を持つ存在であったとして、天皇制の精神的・道徳的意義を指摘していると考えられる。

また、ヨーロッパ史専攻の会田雄次氏は、皇室のあり方を論じた中で⁽⁴⁾、やはり次のように天皇制の精神的意義を指摘している。すなわち、会田氏は、ヨーロッパ社会との比較の中で、日本人の理想像を象徴した明治天皇を例として、日本人の天皇観の核心をさぐっている。そして日本人の天皇観の核心は、天皇が無私の人格性という、日本人の理想とする道徳性を象徴する点にある、と指摘している。

このように、天皇制の本質を精神的・道徳的意義からとらえ、天皇制を高く評価する見解は多い⁽⁵⁾。しかし他方では、天皇制を批判する立場からも、天皇制は日本人の精神構造の本質を最も良く示すものとして、「精神としての天皇制」に最も注目しようとする見解がある。例えば、評論家竹内芳郎氏は、天皇制の最大なる問題は、〈政治的天皇制〉よりもその根底になっ

る〈文化的＝宗教的天皇制〉であるとしている。そして天皇制が、日本人の無責任性という道徳的精神的意識構造に根ざしていることを最大なる問題だとし、「天皇の無責任さは、日本人全体の民族的無責任さと確実に見合ったものである」として、厳しく天皇制を批判している⁽⁶⁾。この天皇制のもとの日本人の無責任性という特色は、現在まで多くの人からしばしば指摘され、批判されている⁽⁷⁾。また戦前の昭和史の中で、指導者層を中心に多くの日本人が天皇制の名のもとに無責任さを示した点が指摘されている⁽⁸⁾。そしてこうした指摘から、この日本人の無責任性を反省し、脱却するための原点として、例えば今上天皇の戦争責任を厳しく追及しているのではないかと考える。尚この「天皇の戦争責任論」は後に詳しく検討したい。

このように日本人の精神に対する天皇制の評価が正反対に分かれているが、「精神としての天皇制」が天皇制の本質であるとする点では両者共通している。

第二の見解は、天皇が日本国家および国民の全体性・統一性・永久性などを象徴する、最高の権威者たる点、つまり「権威としての天皇制」が天皇制の本質だという立場である。

例えば、歴史学者津田左右吉氏は、皇室の本質と機能が、何よりも日本の国家が統一された独立国家として、永久の存在であることの具体的象徴である点にあることの意義を指摘し、そのため群雄割拠の戦国時代でも、人々は皇室の存在を思うことで、日本が一つの国であることの信念を深めたことなどの例をあげている⁽⁹⁾。

また、歴史学者肥後和男氏は、天皇が日本国家の統一性と永遠性に対する日本国民の願いを象徴する存在であることなどの意義を指摘している⁽¹⁰⁾。

また、倫理学者和辻氏は天皇の歴史的本質・特色を次のように指摘し、天皇制の意義を論じている⁽¹¹⁾。すなわち、日本国家は、国民全体を代表して神祭りを行うという宗教的権威を持つ天皇を中心に統一された。従って「すめらみこと」(天皇)は統一の働きを人格化したもので、天皇は人々の全体性の表現者であった。そしてこの「国民全体の意志の表現者」或いは「国民統

合の象徴」という天皇の立場は日本史を貫いてきていると、天皇の歴史的特色を述べている。

このように戦後の天皇(制)論では、万世一系の皇室が、日本歴史を通して日本の中心であり、日本国家の統一性、永久性、国民の統合性、全体性を象徴する権威としての存在であったとして、天皇制の歴史的意義を論じた人は多い⁽¹²⁾。

しかもこれらの天皇制の歴史的意義を指摘した人々は、新憲法下の現代の象徴天皇制が上のような天皇制の歴史的本質をふまえたものであるとして、その意義を高く評価している⁽¹³⁾。

例えば、和辻氏は、天皇制の現代的意義を次のように述べている⁽¹⁴⁾。まず封建的道德によって天皇の存在を意義づけた戦争前の弊害を指摘し、今後、わが国民の歴史全体を通じての天皇の存在の意義を明らかにし、それを近代国家において活かすことを説いている。すなわち、「天皇が長い歴史を通じて国民的統一の表現者であったということ、新しい国民的国家においてはこの国民的統一が何より重大なのであり、そしてそれが古くより「おおやけ」(公)として把握せられていたということ、今やこの「公」が「公共的なるもの」として明らかな自覚にもたらさるべきであり、従って天皇への奉仕が公共的なるものへの奉仕として理解し直さるべきであるということ」こそ最も重要であることを指摘している。そしてそのためにさらに次の三つの重要点を指摘し、天皇制の意義を説いている。すなわち、第一に国民的統一が国民的存在にとって根本であり、最も重要性をもつことの認識、そして国民は「あらゆる利害の対立や党派の対立を越えた国民的統一を尊重し、その権威に服する態度を堅持しなくてはならない」こと。第二に、「そのためには、国民に公共的なるものへの奉仕、従って国民全体性への奉仕の心構えが、もっと具体的に養成されなくてはならない」こと。第三に、そこで「この公共的なるものにおける統一、すなわち国民的統一を、いかにして表現するかが問題となる。」それには歴史的传统という「おのれに最も適した仕方によって、国民的統一を見失わないように努力しなくてはならない」こと、そして

「われわれは、国内の諸対立を超越した国民的統一を、天皇によって表現する以上によき方法を持たない」と説いている。

また、西洋史学者の林健太郎氏は、現代世界の君主制全体の動向の中で天皇制を考察し、次のように天皇制の現代的意義を論じている⁽¹⁵⁾。

「人間は個人として社会の中に生きるが、その個人と社会との関係は抽象的なものではない。具体的には人間は民族として国家を形成し、それを通じて世界に生きるのである。その場合、民族とは一つの個性を持った人格であり、その自己維持のために人には心の中に何らかの凝集点を必要とする」。その場合、アメリカが強調する「憲法」などより、立憲君主は民族の結合の中心としてふさわしい。また「そもそも政治は人間社会に不可欠であるが、しかもそこには必ず何らかの「汚なさ」を含まずにはいない。国家最高の人物がそういういわば「汚ない」方法によって決定されることは、国民にとって悲劇である。大統領でも、ドイツのように直接人民投票によらないで決める場合にはこういう品のないことは起らないが、それならばむしろ、元首を政治と全く無関係の地位におく立憲君主制のほうがまさっている。……そして日本の天皇はその長い歴史的伝統によって、現代の立憲君主として最もふさわしい性質を持っている。」

上の如く、林氏は、現代世界において、政治権力者とは別に、国家全体を代表する権威としての立憲君主の存在意義を論じ、日本の天皇は、こうした意義をもつ現代の立憲君主として最もふさわしい性格を伝統的にそなえていることを指摘している。

また、評論家の山崎正和氏も、政治権力者とは別に国家の尊厳や国民の全体性を代表する権威として、立憲君主制が存在する二元性の社会・国家の現代的意義を論じている⁽¹⁶⁾。そして「アメリカのように権威と権力を一体化しておくウォーターゲート事件のような問題がおこる」と言い、日本の知恵から生まれた、権力とは別に国家の権威として天皇が存在する意義を強調している。

このように「権威としての天皇制」が天皇制の本質であるとする見解は、

ほとんど天皇制の意義を認める見解をとる。これに対して、天皇制を批判ないし否定する立場の人からは、天皇が伝統的権威をもつとしても、それはどうしても政治支配とかかわることが避けがたいとして、政治権力と切り離された権威としての天皇制の意義をほとんど認めない。

第三の見解は、このように天皇制があくまで政治制度たる点、つまり「政治制度としての天皇制」が天皇制の本質だという立場である。

この立場から天皇制を論ずる指摘は、天皇制は結局権力者の立場として機能したとか、天皇の存在は民主主義とは相反するなど、ほとんど天皇制否定論ないし批判論の一環として論じられる傾向が強い。

例えば、歴史学者井上清氏は、唯物史観の立場から天皇制は人民を支配統治するための存在であるとして、次のように天皇制に対して厳しく批判している⁽¹⁷⁾。すなわち、日本歴史を通じて、天皇家が階級的権力者として日本人民を搾取する立場にあったとし、天皇の万世一系は人民の苦しみ万世一系の頂点としての存在であったと指摘している。

また、評論家加藤周一氏は、現時の天皇制も政治的かかわりを持っているとして、次のように批判している⁽¹⁸⁾。すなわち、第一に世襲制の王制と民主主義の原則とは矛盾するものであること、第二に今日の象徴天皇は、過去と同様に、なによりも政治支配権力の象徴であり、下で決定し、上で正当化するという伝統こそ天皇制的象徴の核心であること、しかも第三に、この象徴天皇制の形式は、政治のみならず日本社会のあらゆるレベルに作用し、集団的無責任制度となっていることなどの点を指摘している。

このように「政治制度としての天皇制」の立場からは、ほとんど天皇制の意義を認める見解は出ていない⁽¹⁹⁾。その中であって、法学博士佐々木惣一氏は敗戦直後、憲法改正が論議された時に、「天皇は統治権の総攬者である」という点に天皇制の本質があるとして、次のように天皇制の政治的意義を論じ、当時憲法改正反対を主張した⁽²⁰⁾。すなわち、本来「私」がなく共同生活全体の立場に立って政治をなす可能性に富んだ特別の血統としての天皇、つまり天皇の無私性の政治的意義を強調している。このため、天皇が統治権を

個々の場合に行使する方法についての、旧憲法を改正すればよいのであって、天皇の統治権総攬という基本を廃止する必要はないと主張したのである。

以上天皇制の本質に関する戦後の見解を、三つの立場に要約して概観した。そしていずれの場合も天皇制論は、歴代天皇に受けつがれている天皇自身の本質・特色をぬきにして論じられる傾向が強かった。しかし天皇と天皇制とは密接に関連し、切り離して論じることができない。だから天皇制の本質・特色の考察は、歴代天皇自身の本質・特色の考察と関連してすすめるべきではないか。つまり、歴代天皇自身の中にも、天皇制を担う者として、天皇制を存続させてきたのに値する本質が見出せるのではないか。もし天皇制批判者の指摘するように、天皇制が政治権力機構として機能したとすれば、歴代天皇自身の思想や性格の中に、権力的な面が受けつがれていると考えられる。

例えば、ヨーロッパ史を専門とする木村尚三郎氏は、昭和46年天皇・皇后両陛下の御訪欧の折に、ヨーロッパの国王と日本の天皇を比較しながら天皇制の特色を展開している⁽²¹⁾。その中で、日本では、民の心を心とし、民の憂いを先に憂い、民の喜びを後に喜ぶという態度が「支配者」の範とされる。そして権力支配ではなく徳によって治めるというヨーロッパ人には理解しがたい「日本型支配」の理想を代表する姿が、天皇の「象徴」という姿である、と指摘している。このように、木村氏は、ヨーロッパ国王と天皇の性格の相違から、天皇制の特色を論じている。

戦後天皇制論は非常に活発ではあったが、歴代天皇の本質・特色を論じたものは少ない。それで今後、天皇制の考察には、歴代天皇の本質・特色の考察とあわせてすすめれば、より実り多くなるものと考えられる。

ところで、この歴代天皇の本質・特色をもとに、これまで概観した戦後の天皇制の本質に対する三つの立場についての私見をここで要約しておきたい。

今迄の天皇研究や私自身も後述するように、歴代天皇の本質・特色は、何よりも「神を敬い人々を愛する」という宗教的・道徳的精神を受けつぐところにあったと考えられる。そして日本はこの本質を継承する天皇を中心に国家

が成立し、今日までこの天皇を中心に二千年近く歩んできた。従って日本人は、個人個人としては利己的になりがちであるが、民族全体の理想としては、天皇の示されるような姿、精神にもとづくべきだと考え、天皇を敬うことで個人個人の私心^{わたくしごころ}を反省し、民族全体のために生きる道を考えてきたのではないか。つまり万世一系の天皇は、日本人にとって永遠の道徳的理想を示す具体的姿、日本民族の理想像であったのではないか。従ってこうした天皇の道徳的精神的意義、つまり「精神としての天皇制」が天皇制の最も重要な点と考えられる。

そしてこの日本人全体の道徳的理想像であるという点を根底にして、さらに万世一系の天皇の姿は、日本国家の統一性、永久性、尊厳性、日本国民の統合性、全体性などを象徴する国家の中心であり、国家を代表する最高の権威としての立場や役割が存在したと考えられる。

また明治維新など日本に国家的危機が生じた場合に、国家的・国民的統一の中心としての天皇の政治的役割が注目された時期もあった。

こうして、天皇制は時代によって種々の意義・役割をになってきたが、その核心は精神的意義にあると考える。

以上、この章では、戦後の天皇論を、主として天皇制論を中心に概観した。この中で紹介した見解や問題点を、後に本論文で、第二次世界大戦における天皇および天皇制の具体的姿を通して、実証的に考えていきたい。

第2章 第二次世界大戦と天皇(制)をめぐる問題

この章では、戦後の天皇(制)論の中で、第二次世界大戦と天皇および天皇制とのかわり、特に天皇の戦争責任をめぐる見解をとりあげ、その問題点を考えておきたい。

新聞の報道によれば、昭和51年11月10日に行なわれた「天皇在位50年祝典」に、美濃部東京都知事が出席を拒否して話題となった。記者会見で、美濃部氏はその理由を次のように述べている⁽²²⁾。すなわち、「戦後30年はともかく、天皇が神聖不可侵の統治者と認められていた戦前の暗黒時代までひっくりめ

て50年を祝福する気にはなれないし、またそうすべきでない。(中略)これはあの戦争の時代を生きのびた多くの国民、都民の共通の感情ではないだろうか」と述べ、特に戦争と結びついた戦前の天皇制をきびしく批判し、出席を拒否した。しかし美濃部氏は、この時から半月後の記者会見では「天皇個人は人なつっこいお方で、私は親しみを感ずている。悪い感情は全く持っていない。それに終戦時に大変ご苦労をなされたことにも同情している。だがやはり戦前の20年を含めてお祝いする気にはどうしてもなれない」と述べ⁽²³⁾、今上天皇個人の戦争責任を迫る考えはなく、むしろ終戦時における今上天皇の努力を評価している。つまり、美濃部氏は、戦前の天皇制のあり方が戦争に結びついたと批判しているようである。

また他方では、日本の最高責任者として第二次世界大戦の開戦を決定し、それを遂行した立場にあった今上天皇自身の戦争責任をきびしく迫る論調も根強いものがある。昭和50年10月天皇・皇后両陛下が御訪米されたが、その前後の天皇の記者会見の内容をめぐってこの問題が再びマスコミで特に話題となった。例えば、この会見の発言から、第二次世界大戦の最高責任者であった天皇が、少しも戦争責任を感じていないなどと、厳しい批判も出されていた⁽²⁴⁾。

このように戦後30年以上たった今日でも、第二次世界大戦と天皇および天皇制とのかかわりをめぐる問題、特に天皇の戦争責任論が天皇(制)論の重要な内容となっている。しかもそれをもとに、天皇制是か否かの問題など天皇制のあり方全体を論じる場合も多い。しかしそれらの天皇の戦争責任の論議において、開戦責任なのか、敗戦責任なのか、或いは道義的、政治的、法的なそれかなど、問題の不明確な点があるのではないか⁽²⁵⁾。それで戦後の天皇(制)論の中で、第二次世界大戦と天皇および天皇制をめぐる指摘や内容を三つに要約して紹介し、論点をはっきりさせておきたい。

三つの論点とは、第一に天皇制廃止か否かの問題、第二に今上天皇戦犯か否かの問題、第三に今上天皇退位か否かの問題である⁽²⁶⁾。以下ではこの三つの論点に沿って代表的見解を紹介するが、今後の論証の問題点を明確にして

おくために、今上天皇の立場を批判したり、天皇制を否定する立場の見解を重点的に紹介しておきたい。

まず第一の天皇制廃止論は、特に唯物史観の立場から強く主張されている。すなわち、この立場の見解では、日本歴史を通じて天皇が結局権力階級としての存在であり、天皇制は人民を支配し、抑圧、搾取するための機能をはたした制度であった、というのである⁽²⁷⁾。従って第二次世界大戦も、明治憲法下の天皇制支配にもとづく必然的結果であるとして、敗戦を契機に天皇制廃止が強く主張されたのである。

例えば、歴史学者井上清氏は、明治憲法下の天皇制の特色を次のように結論づけている⁽²⁸⁾。

「要するに立憲天皇制も実は絶対君主制であった。というのはすなわち天皇の官僚、天皇の軍閥の天皇の名による絶対専制であった。ここに成立した天皇制は、官僚と軍閥が警察と軍隊とを手足にし、財閥資本家地主と一心同体になって、内には勤労人民に専制をしき、外には軍国主義を唯一の方針とする封建的な統治機構であって、天皇は、その国家の頂点にいるもの、官僚、軍閥、財閥、地主が互いに結びつくその結び目、そのかなめであり、自ら最大の封建的地主、最大の財閥、最高の官僚、最高の大元帥であった。」

上の見解の如く、井上氏は、戦前の国家体制を、天皇制絶対主義体制、天皇制ファシズム体制などと規定し、第二次世界大戦はその体制の必然的結果であるとする。従って昭和に入ってから行われたあらゆる戦争の元凶であり、日本国民にとって有害無益な天皇制を廃止すべきであるという厳しい主張となっている。

また他方では、天皇制の意義は肯定しながらも、戦前の天皇制の欠陥を厳しく指摘し、戦前の天皇制を反省しようとする人も多い。例えば、和辻氏は、軍事と政治との結びつきの強かった戦前の天皇制が日本の固有の文化的、精神的天皇制のあり方と異質な面が強いことを指摘するとともに、戦後の象徴天皇制は日本本来の天皇制の姿であると主張した⁽²⁹⁾。

第二に今上天皇戦犯論、すなわち、第二次世界大戦における今上天皇の政治的法的責任を追及する見解である。

例えば、バーガミニ著『天皇の陰謀』という本がそうである⁽³⁰⁾。これは1971年の天皇・皇后両陛下御訪欧と同じ頃に発刊されたため、英米および日本でかなり話題となった。この本は、著者が「天皇は日本軍国主義者たちの受動的な傀儡ではなくして、彼らの能動的な大元帥であった」と述べている点を基調に、日本人の大陸進出から太平洋戦争にかけて、今上天皇が積極的な役割を果たしたとして、今上天皇自身の戦争責任を問い詰めようとしている。

また、井上清著『天皇の戦争責任』も⁽³¹⁾、ほぼ上と同じ論調である。すなわち、井上氏は、今上天皇が元首の位についてから敗戦に至るまで、天皇が権力者として、軍事、政治と多方面にわたって指揮し、戦争に積極的にかかわってきた過程を論証するとともに、今上天皇の戦争責任を厳しく追及している。

ところでこうした今上天皇自身の政治的、法的責任を追及する見解は、おのずから天皇制を否定ないし批判する内容として展開している。

これに対し、今上天皇はいつも平和を切望されていたこと、しかし明治憲法下の立憲君主として、天皇はつねに輔弼責任機関の決定を裁可する立場を厳守されていた。従って対英米開戦も、天皇は、責任機関の決定を日本の憲法の運用と政治の慣例に従って裁可されたのであり、やむをえぬ行動であったとして、戦争に対する天皇の政治的、法的責任なしとする見解も非常に多い⁽³²⁾。またこの見解の人々は、むしろ軍や政治指導者が積極的に戦争をすすめた困難な中にありながら、天皇が開戦の回避や終戦のために努力された点を高く評価すべきだとしている⁽³³⁾。

第三に、天皇制存続は認めるが、今上天皇自身は戦争の責任をとって退位の方がよいという見解である。

この天皇退位論は、天皇の政治的法的責任があるとして主張される場合もある。しかし多くの主張は、戦争に対する今上天皇の政治的法的責任はないが、道義的責任をとって退位の方がよいという見解となっている。だから

退位論は天皇制の意義を認め、天皇制を強調する立場からも出されている。

例えば、敗戦直後の昭和21年4月における、南原繁東大総長の次の発言は道義的責任による退位論の見解を代表しているであろう⁽³⁴⁾。

「天皇が開戦を阻止しえなかったか、との声があるが、専断のかぎりをつくした軍閥や、それに迎合する超国家主義者の力の前に、重臣たちは手も足も出ず、歴代の内閣もまたそれを支持して来、さらに国民の代表たる国会が付和雷同し、言論機関までがこれを謳歌していた中で、これを天皇に要望するのは不可能を要求することだ。(中略) 天皇は政治上、法律上の責任はないが、皇祖、国民にたいして道義的、精神的な責任を、もっとも強く感じているのは陛下であろう、と私は拝察する。」

と述べ、天皇には戦争責任はないが、道義的責任から退位せられるべきであろうと論じた。

これに対し、津田左右吉氏は、天皇の退位に反対し、次のように述べている⁽³⁵⁾。

「もし陛下おんみづからに退位のお考えがあられるにしても、国民はそれをおとめ申すべきだと思ふ。退位が皇室の存続のために希望せられるといふ考えには、一おうの理由があるやうに見えるが、実はさうではない。国民がみづから責任を負ふべきことを自覚するならば、陛下が位にとどまられることは、皇室の存続を欲する国民の考にも心情にも何のさほりも無いはずである。すべては国民自身の考えであり心情である。」

この天皇の退位問題は結局国民世論の如何にかかわっていたと思うが、一般国民の間からは天皇退位の世論はあまり起こらなかった。それは敗戦後の混乱期において、日本再建のためにも天皇は退位すべきではないと考えたからであろう。例えば、昭和24年に哲学者安倍能成氏は次のように述べている⁽³⁶⁾。

「今上天皇御退位の問題については、実は私自身も始めは陛下の道義的責任から考へて、御退位をよいとする説を持っていたのであるが、今日の内外の危殆な情勢から考へて、今御退位になつては日本は一層救ふべから

ざる混乱に陥ることが殆んど自明だと断定し、単なる大義名分論で今日に処することの不当なるを信ずるに至った。」

以上、天皇の戦争責任論を中心に、天皇および天皇制と戦争との関係をめぐる代表的見解を紹介しながら、問題点を概観した。そこでそれらの問題に対し、ここで若干私見を述べておきたい。

第一に、この問題においても、第一章で紹介したように、天皇および天皇制の本質・特色に対する理解の仕方の違いがやはり反映されている。天皇の政治的法的責任を問う場合は、天皇の本質を将軍や総理大臣などと同じような政治権力者とみているのではないか。しかし、多くの見解は、天皇および天皇制を権力的存在ではなく、独特な文化的・精神的存在とみている。従ってこうした天皇の独特な伝統的性格を考え、さらに昭和初年から一貫して立憲君主としての立場を厳守されていた天皇の立場や言動を考えて、検討する必要がある。ましてや外国人が安易に抱くような、ヒットラーやムッソリーニなどの権力者と決して同一に論ずることは出来ないと考える。

第二に、例えば、井上清氏が『杉山メモ』を中心に、天皇が作戦上のことまで熱心に質問し、「絶対に勝てるか（大声にて）」と問うていること、また杉山参謀総長や永野軍令部総長の解答を聞いて、天皇は「ああ分った」といい、また「興味深く」聞いたことなどを紹介し、今上天皇自身対米英開戦論にかたむいたのであろう、と述べている⁽³⁷⁾。これは一例であるが、天皇のこうした発言の理解の仕方は妥当であろうか。私は天皇のこうした熱心な発言は、戦争に対する積極性のあらわれではなく、歴代天皇の立場・思想およびそれを受けつがれている今上天皇の心情からみて、むしろ戦争に対する懸念が深く、大変苦悩されていたためと理解する方が自然であると考え。だから天皇の立場や言動を解釈する場合、歴代天皇から受けつがれている天皇の本質・特色を充分理解しないと、全く反対の解釈が出てくる。

第三に、敗戦後、退位問題について、天皇自身は、「もし自分が「私」を先きにするならば退位の安きにつきたいのはやまやまであるが、自分の位置として「私」があってはならぬと思へばこそ、このやうにして居るのであ

る⁽³⁸⁾」とか、「個人としてはそうも考えるが公人としての立場がそれを許さない」と側近にもらされている⁽³⁹⁾。このように天皇は、個人的には退位を考えられていたが、国民全体性の表現者である公人としての立場から結果として退位とならなかった。やはり国家、国民を代表する公人としての天皇独特の立場や言動のあり方の理解がどうしても必要であると考え。

以上二、三の例をあげて私見を述べたように、天皇および天皇制と戦争とのかわり方を考えていく場合、カギは歴代天皇からうけつがれている今上天皇自身の立場・思想を良く理解することが、最も重要であると考え。そこで第4章以下では、歴代天皇の本質・特色を考え、その理解の上で第二次世界大戦における天皇の立場や言動ならびに天皇制の果たした役割をみていきたい。

第3章 敗戦と君主制

どこの国でも、日本の南北朝期のように、内戦が起こると、その時の君主制が動揺した歴史上の事例は多い。

近代では国際戦争が君主制に大きな影響を与えた。太平洋戦争と天皇の関係を考える前提として、この章では、近代の国際戦争と君主制の関係、特に敗戦の場合には、君主制にどのような影響を与えているかなどを、具体例を通してみておきたい。

近代では国際戦争が起こった場合、君主は国家、国民全体の士気を高めるシンボルとして、しばしば強力な機能を発揮する。しかし他面、国際戦争は君主制の危機をもたらす。特に敗戦となった場合、君主制がそのまま存続することはほとんど不可能のようであり、事実多くの君主制が敗戦によって消滅している。例えば、第一次、第二次大戦にまきこまれたヨーロッパの君主制の例を、石田圭介氏は次のように述べている⁽⁴⁰⁾。（〔 〕内は筆者の加筆）

「敗戦による国民の動揺はいかんともしがたいものである。伝統的権威に対する信頼も、そのために崩壊する。20世紀の世界において、敗戦が君主制に与える打撃は決定的であると言われる。

第一次大戦では、敗戦国ドイツのホーエンツォルレルン家、オーストリ

アのハプスブルク家が跡を絶った。即ち、1918年、ドイツの敗色ようやく濃くなるや、各地で反戦の動きがあり、10月のキール軍港の暴動は革命に発展した。そしてウィルヘルム二世は退位し、オランダに亡命した。オーストリアでも、敗戦に伴いウィーンに革命が起こり、カルルー世は退位しスイスに亡命した。1917年2月、〔ロシアの〕ロマノフ王朝が倒れた。これは遠く日露戦争の敗北が原因になっているが、第一次大戦中の戦争処理のまずさが革命を助長した結果でもあった。

第二次大戦では、イタリア（最後の皇帝はウンベルト二世）をはじめ、ユーゴスラビア（ペタル二世）、ハンガリー（カーロイ四世）、ルーマニア（ミハイ一世）、ブルガリア（シメオン二世）の王朝が倒れ、共和国になった。いずれも、〔ドイツを中心とする〕枢軸側に参加した国、あるいは、枢軸国の制圧下にあった国である。イタリアでは、ムッソリーニの失脚に伴い、王室（当時エマヌエル三世、1946年5月ウンベルト二世に譲位）は、バドリオと協同し、連合国に無条件降伏、対独・対日宣戦を行なったが、1946年6月の国民投票で国民の支持を得ることが出来ず、イタリア王国はイタリア共和国になった。」

上に述べられている第一次、第二次世界大戦におけるヨーロッパの君主制の事例のように、近代国際戦争における敗戦は、君主制廃止につながる。

今日ヨーロッパの君主制を代表するのはイギリスであろう。政治学者石田雄氏は、このイギリス君主制に対するラスキ氏の見解を次のように紹介している⁽⁴¹⁾。すなわち、イギリスの著名な政治学者ラスキ氏は、1938年の著書の中で、イギリス君主制がポピュラリティを再建した重要な原因の一つに、イギリスが終始戦争に勝ったことをあげ、「王朝が敗戦に耐えうるかどうかは、ヨーロッパ大陸の経験からみてうたがわしい」とのべている。ラスキ氏の見解は第二次大戦の結果からみてさらに一層立証された。

そこで、ドイツの政治学者レーヴェンシュタイン氏は、第二次大戦後の1952年の著書『君主制』の中で、やはり敗戦は君主制廃止につながるとして、次のように述べている⁽⁴²⁾。

「敗戦が国民にとって、王朝の周囲により密接に結集する契機となった以前とはちがひ、今日ではもはや王朝は敗戦を切り抜けることはできない。たとえ王朝が敗戦に責任がないばあいですら、君主制は贖罪山羊^{スケープ・ゴート}なのであり、荒野に追いやられるだろう。」

このように、敗戦に責任のある場合は勿論のこと、たとえ君主が戦争に責任がない場合でも、敗戦となれば国家を代表する君主制は廃止される運命とならざるを得ない、と述べている。

さらにレーヴェンシュタイン氏は、「つまり現代においては、国王と軍事制度が密接にむすびついているばあいには、君主制はもはや敗戦の後まで生きのびえないということである。」⁽⁴³⁾と述べ、特に君主が軍事制度と結びついていた場合、敗戦によって君主制廃止となることは決定的であると述べている。

以上のヨーロッパを中心とする世界の君主制の事例や、外国政治学者の研究の結論からみて、日本の天皇制が、第二次世界大戦の敗北にもかかわらず、存続していることは、奇跡的ともいえるほど極めて注目される事例といえるであろう。それに戦前の天皇制は統治権の総攬者として政治的にかかわりを持ち、さらに陸海軍の統帥者として、軍事制度とのかかわりを持つ立場にあってただけに、敗戦にもかかわらず天皇制が存続し、しかも戦後も戦前と同じ天皇がそのまま留位して今日に至っていることに、あらためて注目せざるを得ない。その理由は一体どこにあるのであろうか。世界の常識からいえばあり得ないことのようなのである。そのために一層、天皇の戦争責任などが論じられるのであろう。日本の天皇制存続の理由を示唆する例として、第二次世界大戦のために君主制が動揺したベルギーの例を次にみてみよう。

戦争が君主制に対して与える深刻な影響は、敗戦国ないしそれに組みした国だけではなかった。ベルギーは、第二次世界大戦において連合国側であったが、戦後君主制が動揺した。それはしばらくドイツ占領下にあった戦時中の国王の言動が大きな原因となっている。その事情を憲法学者佐藤功氏は次のように述べている⁽⁴⁴⁾（傍点は筆者）。

「すなわち第二次大戦においてレオポルド三世はドイツ軍に降伏し、ド

イツ領内に捕虜となったのであるが、ヒットラーの庇護の下におけるその捕虜生活中の彼の行状は、国民の不信と非難を買った。1944年の秋、ベルギーは解放され、国王がその権能を行使しえない場合（〔憲法〕第82条）として彼の弟シャルルが摂政となった。そしてレオポルド三世はドイツ軍から釈放された後、再びスイスに亡命し、そこから帰国・復位の意思を表明した。そこに彼の帰国を認むべきかに関して激しい政治的対立が生ずることとなった。当初、反レオポルド派も君主制そのものに反対したのではなかった。政党はレオポルドの退位については激しい対立を示したが、しかしいずれも議会主義的君主制が伝統的にベルギーに適するものであるとする点では一致しており、共和主義は共産党を除いては微々たる力しかもたなかった。しかしレオポルドが国内の反対に対していっそう頑強となり攻勢に出たことが、その反対論を硬化させた。そこで彼はその帰国問題を諮問的に国民投票に問うこととし、その国民投票で少なくとも55パーセントが賛成でなければ帰国を断念する旨を声明した。その国民投票は1950年3月12日に行なわれ、彼は57.7パーセントを得た。しかしこのことがかえって国内の対立を深刻にした。そしてその対立は内乱的・革命的な様相を呈するに至った。しかし事態は、レオポルドがついに譲歩して、彼の子、ブードアンが皇太子（Prince Royal）の称号において摂政となり、そして彼自身は皇太子が成年に達する日に退位することを宣言した。8月9日両院は165票対27票をもってブードアンを摂政に任命した。これによって内乱は回避され、そしてレオポルドは1951年6月16日、確定的に退位し、ブードアンはこの日ブードアン一世として王位についた。」

このように戦勝国のベルギーでは、国民が戦後も君主制の必要は認めていたが、戦中戦後のレオポルドの言動が原因で、レオポルド国王自身は結局退位せざるを得なくなった。このことはやはり君主制の危機を示すものであろう。佐藤氏も次のように結論づけている⁽⁴⁶⁾。

「この事件において、反レオポルド派も君主制そのものに反対したのではないといわれる。しかし少なくともこのような事件が生じたということ

は、やはり君主制の危機を示すものであることはいうまでもない。」

また、前出のレーヴェンシュタイン氏は、このベルギーの例から、現代における君主制のあり方、或いは君主と君主制の関係について、次のように述べている⁽⁴⁶⁾。

「ベルギーの国王の危機は、現代における君主制の価値を劇的に明らかにしている。君主制が政党闘争の対象とされたとき、かれの職務や人格が国家の統一と和合の象徴の争われざる象徴であることをやめたとき、そしてかれが責任ある大臣から庇護されず、上首尾のうちにに行いえないような政治行為をあえてなしたとき、国王はその国の政治的形態の化身としての価値を失うのである。」

上記のベルギー国王の事例による指摘のように、君主自身の言動が、国家の統一と国民の統合を象徴するに価しない場合、その君主は、立憲君主として不適当であるとして、退位させられるのである。すなわち、君主制の存在は君主自身の言動、人格と深くかかわっていることに注目したい。

従って、第二次世界大戦の敗戦後も天皇制が存続し、しかも戦前と同じ天皇が退位することもなく今日にいたっているという、世界でまれな存在の理由は、何よりも戦争前後を中心とする天皇自身の言動、人格が大きな要因となっているのではないか。そして、それが国民全体の願いや意識に歓迎され肯定されたためではないか。勿論こうした天皇の言動、人格は、個人的というより、歴代天皇から受けつがれている本質・特色が、今上天皇の人格を通してあらわれているという点を忘れてはいけなйдらう。そこでこれから第二次世界大戦と天皇の問題を考えていく場合、歴代天皇にうけつがれている本質・特色をふまえて考察する必要があると考える。

第4章 歴代天皇の本質・特色

第1章では戦後の天皇(制)論、第2章では第二次世界大戦と天皇(制)をめぐる問題、第3章では戦争とヨーロッパの君主制を検討してきた。いずれの章においても、天皇および天皇制の問題を考察する場合、歴代天皇自身にう

けつがれている本質・特色の理解をふまえて検討していくことが重要であることを指摘した。特に次の第5章で第二次世界大戦と天皇(制)の問題を具体的実証的に考察していく場合、今上天皇の立場や言動が重要な前提となる。そしてその今上天皇の立場や言動は、歴代天皇から受けつがれている本質・特色が、明治憲法の規定などその時代状況に適応しながら、今上天皇の人格を通して具体的にあらわれているのである。そこで戦争前後の今上天皇の立場や言動を十分に理解するために、この章ではその根底となっている歴代天皇の本質・特色を考えておきたい。その場合、できるだけ今上天皇など最近の天皇の御製などの具体例をあげて説明する。そして取りあげた例は、歴代天皇の本質・特色がそれぞれの天皇の人格を通して、具体的に表現されたものである。すなわち、そこには個々の天皇を越えた歴代天皇の本質・特色のあらわれた例として理解していただきたい。

まず、歴代天皇の本質・特色を理解するためには、神話の思想が重要である。『古事記』によれば、天孫降臨の際、天照大神が天孫ニギハヤヒの命に三種の神器を与えて、次のように仰せられたとなっている。

「この鏡こそはもっぱら私の魂として、私をあがめ祭るようにお祭りしなさい。次にオモイカネの神(思慮のある神)は、天皇の御前に集りくる政治を裁決しなさい⁽⁴⁷⁾」

こうして授けられた鏡が伊勢神宮のご神体となり、また同様のものが宮中の賢所にも祭られている⁽⁴⁸⁾。このように、天照大神の子孫として天皇が具体的になすべきことは、この鏡を通して天照大神をお祭りすることであると、天照大神から指示されている。そしてその他の政治のことなどは、知恵のある別の人(大臣)が天皇の前で取り行なうようにとも指示されている⁽⁴⁹⁾。

そこで、天孫すなわち天照大神の子孫という自覚を持つ歴代天皇には、この神話にあらわれている思想が基本として受けつがれてきていると考えられる。つまり、皇祖神天照大神をお祭りすること、すなわち、伊勢神宮や賢所の祭り事を通して皇祖神天照大神の魂すなわちその精神を継承することが、歴代天皇の儀式、立場、思想の基本となっていると考えられるのである。

例えば、江戸時代第116代の桃園天皇に次の御製がある。

もろおみの^{おれ}朕をあふぐも天てらす
皇御神の^{すめらみかみ}ひかりとぞおもふ⁽⁵⁰⁾

これは、天皇である自分を国民があおいでくれるのは、皇祖神天照大神の光であり、自分の力ではない、という意味であろう。天照大神の精神をうけついでこそ天皇たり得るという自覚がよく表現されている。

また、明治天皇の有名な次の御製がある。

神風の伊勢の宮居のことをまづ
今年もものの始にぞきく⁽⁵¹⁾

神風の伊勢の宮居ををがみでの
後にぞきかめ朝まつりごと⁽⁵²⁾

ここにもまず伊勢神宮を拝み、天照大神の精神を受けつぐことを最も基本とする、天皇の本質がうたわれている。

では神話にあらわれている天照大神の立場・精神の特色はどこにあるのだろうか。和辻哲郎氏によれば、次の点が指摘されている⁽⁵³⁾。

「天照大神の最も重要なことは、天照大神が神様に着物を献上する立場、つまり高天原全体の神々を代表して神様を祭り、神様の意志を高天原全体に伝える立場という点である。すなわち、天照大神はあくまで高天原全体のために神意を媒介する立場で、決して自分の意志で高天原を支配していない。このため、かえって最も貴い神としてあがめられている。

また、このような立場から天照大神には、次のようなすぐれた道徳性がみられる。まず天照大神はいつも個人的な自我をなくし、無私の精神でつとめておられた。例えば、父神の命令で高天原の支配者となられ、清らかな心で神の意志を伺い、ひたすら高天原全体のために尽くしておられる。また乱暴な弟、スサノヲの命の追放も、すべての神々の合議に従った結果である。

さらに天照大神は慈悲寛容な神でもあった。例えば乱暴な弟、スサノヲの命が天照大神の田をこわし、御殿に汚物をまき散らしたのに対し、田を良くしようとして失敗したのであろうとか、酒に酔ったためであらうと

か言って、やさしくかばっておられた。

ところが、スサノヲの命が天照大神にとって最も重要で、神聖な神様の着物を織るのを妨害したので、天照大神はついに天の岩屋戸に籠られてしまった。(和辻氏の見解を筆者が要約)

ところで上の終りの岩屋戸について、和辻氏など多くの学者は、『日本書紀』の「発纏りまして」の文章などから、天照大神はついにがまん出来なくていかりを発して岩屋戸にこもられたなどと解釈している⁽⁵⁴⁾。しかし、法学博士広池千九郎氏は、『古事記』の「見畏みて」の記事などにより、この時の天照大神の精神と行動を、特に次のように解釈している⁽⁵⁵⁾。

「天照大神は岩戸の中で、こうなった不徳を深く自己反省され、一段と道徳的修養を積まれたのである。そのため岩戸を出られる時には一段と品性を高められたお姿が、貴い顔つきとなって鏡にうつったのである。」(広池氏の見解を筆者が要約)

以上の如く神話にみられる天照大神の道徳性として、和辻氏は公平無私⁽⁵⁶⁾の精神、慈悲寛容の精神を指摘している。また広池千九郎氏は、その他に自己反省の精神を指摘している。そこで、歴代天皇が皇祖神天照大神を祭り、その精神を継承するということは、具体的には、上に指摘されているような神話における皇祖神天照大神の立場・精神を、歴代天皇の基本として継承していくことであると考えられる。

では天照大神の立場・精神が歴代天皇にどのように受けつがれて、歴代天皇の本質・特色をなしているのか。上に指摘した天照大神の立場・精神の内容をもとに、歴代天皇の本質を、五つの特色に分析し考察していきたい。勿論五つの特色は密接に関連しあっている。

まず第一の特色は、日本国民全体の幸せと、世界の平和を神に祈る「祭りの主」の立場の世襲である。

天照大神が高天原全体のために、神祭りを行なっているように、歴代天皇は国民全体のために神祭りを行なうことが最も重要であった。例えば、後世皇室における作法の準則となった、鎌倉時代の順徳天皇の『禁秘抄』の冒頭に、

賢所

凡禁中作法。先^ツ神事。後^ニ他事。且暮敬神之^レ勸慮無^ニ懈怠^一。白地^ニニ^テ神宮井^ニ内侍所^ノ方^ニ不^レ為^ニ御跡^ト。

とあり⁽⁵⁶⁾、神事を最も重んずべきことを示している。そして江戸時代初期の後水尾天皇から後継者の天皇への訓戒書の中に、

「敬神を第一にして、ゆるがせになさらぬようにせられたい。『禁秘抄』にも、その事がしるされてある」

と述べてあって⁽⁵⁷⁾、やはり敬神第一の精神が歴代天皇に受けつがれていることが分る。そのため歴代天皇の御製などには、国の平和と国民の幸福を、伊勢神宮をはじめとする神々に祈る天皇の姿を伝えるものがきわめて多い。例として、こうした神への祈りを毎朝行なわれる姿を示す、後花園天皇の次の御製をあげておく。

よろづ民うれへなかれと朝ごとに

いのるこころを神やうくらむ⁽⁵⁸⁾

また、今上天皇は昭和50年「歌会始」でこの神祭りを次のように詠んでおられる。

我が庭の宮居に祭る神々に

世の平らぎをいのる朝々⁽⁵⁹⁾

また昭和46年の雑誌に、今上天皇の24時間の生活をレポートした中で⁽⁶⁰⁾、「さながら天皇家の一年は祭儀に明け、祭儀に暮れる感がある」と述べている。戦後もやはり天皇の「祭りの主」としての立場は一貫して受けつがれている。

このように神祭りを行ない神を敬まうことは、天照大神によって示された立場・精神であり、それが歴代天皇によって代々伝えられてきたのである。だから歴代の天皇も重要である。そこで皇室では宮中三殿を祭り、天照大神を中心に他のあらゆる神々、それに歴代天皇の御霊を祭り、神祭りの系列を重んじている⁽⁶¹⁾。この神祭りの系列を重んずることを、簡単にいえば「敬神崇祖」の精神であり、「皇祖皇宗」「皇祖皇霊」をもととする精神として、詔

勅などに表現されている⁽⁶²⁾。

従って、国の幸、不幸などあらゆる場合に、天皇は皇祖天照大神ならびに歴代天皇の御霊に礼拝されるとともに、いつもその事蹟、思想が基準となっているのではないかと考えられる⁽⁶³⁾、例えば、今上天皇は戦災中にも神事を欠かすことなく、また敗戦直後に、三殿において皇祖皇宗や神々に敗戦の報告をされるとともに、伊勢神宮や歴代天皇の御陵に御親拝もされている⁽⁶⁴⁾。

第二の特色は、道徳を重んじ、その涵養に努めるという点である。すなわち、歴代天皇は、全国民を代表して神を祭り神の心を伝える立場として、自己にとらわれず、神の心を心とし、全国民を代表するにふさわしい道徳性を身につけることが、最も重要なこととして自覚されている。

例えば、明治天皇の次の御製は、この点を示している。

めにみえぬ神のこころにかよふこそ

人の心のまことなりけれ⁽⁶⁵⁾

目に見えぬ神にむかひてはぢざるは

人の心のまことなりけり⁽⁶⁶⁾

また、今上天皇の昭和41年の次の御製も、日々道徳性涵養に努められている姿をよく示している。

日々のこのわがゆく道を正さむと

かくれたる人の声をもとむる⁽⁶⁷⁾

この御製と同じ心境を、今上天皇はある日宇佐美宮内庁長官に次のように述べておられる⁽⁶⁸⁾。

「ひとの忠告や助言をきくのはわが家の家憲だよ」

だから自己のあり方はどうか、国民は何を考えているかなど、天皇ほど新聞などのニュースでいつも国民の声に耳を傾け、反省されている方はないといわれている。

また昭和49年記者会見において、「ご夫婦円満のひげつでもあれば」という質問に対して、天皇は次のように発言されている⁽⁶⁹⁾。

「どういうことをひげつというのかわかりませんが、古来からの道徳を

守って、終始協調の精神を守ったのが円満のひげつといえひげつです。」私生活においても、古来即ち天照大神以来の道徳を基本としているという表現を天皇はされている。このように今上天皇の例においてもやはり道徳性を重んじ、その涵養につとめておられる姿がよくうかがわれる。

従って、国にとっても、天皇にとっても、最も苦しかった第二次大戦前後の天皇の姿こそ、歴代天皇のこの道徳性の特色がどのようにあらわれているかを知る一つの端的な事例であろう。

次にその道徳性の具体的な内容では、国民全体を慈しみ育てるという仁慈の精神が多くの人から指摘されている⁽⁷⁰⁾。これを第三の特色としてあげたい。この特色は今迄紹介した御製にもあらわれているが、さらに今上天皇が昭和45年70才の古稀を迎えられた時の次の御製を紹介する。

ななそぢを迎へたりけるこの朝も

祈るはただに国のたひらぎ⁽⁷¹⁾

上の御製のように、新嘗祭を始めとする大小の神事、或いは毎朝の神祭りを通して、天皇は、国民の幸せ、世界の平和を願っておられる。しかもこの国民の幸せを思う仁慈の精神は、神事のみならずあらゆる場合に自覚され、あらわれている。

例えば、前出の後水尾天皇の訓戒書に、天皇たるものは、「おごりの心、いかりの心を慎しみ、柔和で慈悲深くあること」とあり⁽⁷²⁾、又江戸時代の光格天皇は手紙の中で、「我身をつねって人の痛さを知れという心持ちでありたいこと」と、身の欲を去って天下万民を慈しみ仁恵を施すが天皇たるものの第一の教などと⁽⁷³⁾天皇としての自覚が述べられている中にもよくあらわれている。

また、大正4年37才の時の大正天皇の次の御製にも、やはり何をおいても国民の幸福を念とする天皇の伝統的精神があらわれている。

国民の上やすかれと思ふまは

あつさもしばしわすられにけり⁽⁷⁴⁾

ところで、国民の不幸と困難をもたらすのは戦争である。次の明治天皇の有名な御製は、明治37年起こった日露戦争の直前にうたわれ、出来るだけ戦

争を避けたい心境を表現しておられる。

民草のうへやすかれといのる世に
思はぬことのおこりけるかな⁽⁷⁵⁾
よもの海みなはらからと思ふ世に
など波風のたちさわぐらむ⁽⁷⁶⁾

しかし、やむをえず戦争となってしまうと、国民に対して、次の御製のよ
うな姿で、仁慈の精神があらわされている。

国のためたふれし人を惜むにも
思ふはおやのころなりけり⁽⁷⁷⁾

さらに味方だけでなく、たとえ正義のために戦争をし、敵をたおすとも、
次の御製の如く、あらゆる人を思いやる仁慈の精神を忘れないようにと詠ま
れている。

国のためあたなす仇はくたくとも
いつくしむべきことな忘れそ⁽⁷⁸⁾

この明治天皇の気持ちが反映されたのであろう、日露戦争の際において、
敵国人に対する処置が思いやりの深い行為であり、そのため日本の立場が国
際的に高く評価されたといわれている⁽⁷⁹⁾。今上天皇は明治天皇をしばしば
手本とされている。従ってこの日露戦争における明治天皇の仁慈の精神は、
第二次大戦前後の今上天皇を考える場合参考になると考えられる。

以上のように、天皇が神を敬うということは、他面では神の心を自己の心
として受けとめ、人々を慈しみ育てるといふ仁慈の精神としてあらわされてい
る。

次に第四の特色は、公平無私の精神という道徳性である。この天皇の公平
無私の精神をもう少し詳しくいえば、第一に神の心を心とし、自己の利害、
立場をすて、いつも国民全体の立場に立ちながら、国民一人一人を生かす精
神であり、そこから第二にいつも国民全体とともに歩みながら、正しいこと
を実現しようとする精神としてあらわれているのではないかと考える。従っ
てこの公平無私の精神は、前述の仁慈の精神と表裏一体の関係になろう。

この天皇の公平無私の精神の具体例として、昭和10年8月の今上天皇の次
の発言を紹介しよう。8月に涼しい日が二、三日続いたため、側近の一人が
天皇に「もう一週間もこんな日がつづけば」といったときの発言である⁽⁸⁰⁾。

「東京のような都会に住んでいるから、そんな呑気なことをいうが、去
年冷害になやんだ、東北、北海道の農家の人たちが、今この瞬間、天をあ
おいでどんなに心配しているか、なぜそのことを思ってはみないか」

我々は、ああ、涼しくて助かるとか、すぐ自分中心に考えがちである。し
かし、いつも国民全体のことが心にある天皇は、涼しければ寒い地方は冷害
にならないだろうかと考えられての発言であろう。同様のことが“みんなの
ために”という題でサンケイ新聞に出ていた。それは東京へ来るという台風
がよそへずれた時のことである。おそばの人がホッとして「よかったです
ね」といったら、天皇は「どこにきても被害は同じだよ」とたしなめられた
ということである⁽⁸¹⁾。確かに東京の人はよかったと思うけれど、被害に遭っ
た人は困っているわけである。そこには人や動物に限らず、いつもみんなの
ことを考えておられる天皇の姿がみられるのではないか。

それで天皇の具体的な発言とか指摘がある場合は、必ず国民の全体からみ
て少し恵まれない立場の人に対してであって、一部の人をきわだたせるよう
な発言はないのではないか。例えば、鳩に豆をおやりになっていた時、天皇が
「ア、まだ食べていないハトがきたよ、そっちにもまいたらー」と皇后さまにお
っしゃりながら、ご自分でもそのハトのほうへ残りの豆を投げておられたと
いう⁽⁸²⁾。また天皇は相撲がお好きだということは誰でも知っている。しかし
天皇はどの関取りが好きだとは決しておっしゃらない。それは全体の秩序を
乱す。だから天皇は日本人全体の立場からそういうことはおっしゃらない⁽⁸³⁾
けれど、小沼が骨折した後に見学なさって、「小沼、魁輝のケガはどうか。
早く治るといいね」とおっしゃっている⁽⁸⁴⁾（小沼、魁輝は力士名）。全体か
ら少し恵まれない人に対しては、具体的なお言葉があり、激励されている。
伊勢湾台風などで被害に遭った人にはやはり同様のお言葉があった⁽⁸⁵⁾。こ
のように国民全体の立場に立ちつつ、しかも一人一人を育てるといふのが公

平無私の精神ではないかと考えられる。

今上天皇だけでなく、歴史上の天皇の例をみても、前出の江戸初期後水尾天皇の訓戒書に、やはり天皇たるもの私心を慎しむべきこと、つまり無私の精神に徹するよう心がけることが強調されている⁽⁸⁶⁾。そして先に述べたように、この無私の精神は、自分の私心で生きるのではなく、いつも国民全体つまり公^{おおやけ}と一緒に歩むという立場、言動となってあらわれる。例えば、今上天皇の古稀における次の御製がそれを示している。

よろこびもかなしみも民と共にして

年はすぎゆきいまはななそじ⁽⁸⁷⁾

このように、天皇は自己中心という私心を没しているのです、そこからいつも全体をみわたした公平、的確な判断ができるのではないかと考えられる。

戦争中の天皇の言動を考察する場合に、このような特色を充分考慮して検討していく必要があるのではないかと考える。

第五の特色として、天照大神の精神として受けつがれている自己反省の精神という道徳性をあげたい。これは天皇が個人的な問題を反省されるというのではない。天皇は国民全体を代表する立場であるから、天皇の自己反省は国や国民全体にかかわる反省である。例えば、もし国や国民が不幸になれば、自らその責任を痛感して、深く不徳を自己に反省されるということである。

例えば、戦国争乱の時代に入った頃の後土御門天皇の次の御製にその精神があらわれている。

をさまりし昔をうつすかがみとは

みがきもなさぬ我が心かな⁽⁸⁸⁾

また、同じ戦国時代の後奈良天皇は、天文9年天下大疫の際、人々の苦難を救うため自筆で『般若心経』を写され、国々に送られている。その奥書によれば、「朕民の父母として徳おおうあたわず」と深く自己反省されるとともに、国民の苦痛を自身の苦痛として、少しでもこれを救済しようとして、このような努力をされていることを伝えている⁽⁸⁹⁾。

また、明治天皇の御製にはいつも自己に反省される心情を示すものが多くあるが、その中で次の一首を紹介しよう。

世の中をおもふたびにおもふかな

わがあやまちのありやいかにと⁽⁹⁰⁾

また、今上天皇が昭和36年遷暦の祝いの時、お詠みになった次の御製も、同じくいつも自己に反省される精神のあらわれであろう。

ゆかりよりむそぢの祝ひうけたれど

われかへりみて恥多きかな⁽⁹¹⁾

また、敗戦後の混乱が一段落した頃の昭和24年の次の御製では、シベリアなどからまだ帰国できない人々のことを思い、心をいためて反省しておられた。

外国にながくのこりてかへりこぬ

人をおもひてうれひはふかし⁽⁹²⁾

この国民の不幸をすべて自らの不徳として自己に反省される精神も、これから検討する戦争前後における今上天皇の姿に、端的にうかがわれるのではないかと考える。

以上、歴代天皇の本質・特色を五つに分析して考えたが、簡単にいえば、歴代天皇の本質・特色は、日本国民全体を代表して、日本国民全体の幸せ、世界の平和を神に祈る宗教性の世襲と、神の心を心として人々を愛するすぐれた道徳性の継承にあるのではないかと考える⁽⁹³⁾。つまり一口でいえば「神を敬い人々を愛する立場・精神の継承」といえるのではないかと考える。

次章ではこの歴代天皇の本質・特色をふまえて第二次世界大戦と天皇(制)の問題を検討するとともに、第二次世界大戦においてそれがどのように具体的にあらわれているかをみていきたい。

第5章 第二次世界大戦と天皇

本章は、第二次世界大戦における天皇を通して、前章までで問題にした天皇および天皇制の問題を具体的に考えていきたい。

日本が敗戦となっただけに、第二次世界大戦は天皇および天皇制の重大な試練となった。それだけに天皇および天皇制の本質や問題を、非常に具体的にまた鮮明にとらえやすいと考えられる。

そこで本章では、開戦時と終戦時と終戦後の三つの時期にポイントをおいて考察していきたい。

第1節 開戦と天皇の立場

まず、天皇の戦争責任などいつも問題とされる開戦に対する今上天皇の気持ちや立場である。この点について、今迄発表された諸文献の内容から次のように要約できると考える。

- (1) 今上天皇は極めて平和を愛するお人柄であり、終始国際協調による世界の平和と人類の幸福を願っておられた。
- (2) 従って軍部の動きに批判的で、戦争を避けたいという気持ちをいつも持たれていた。
- (3) こうした心情ではあったが、政治的にはあくまで立憲君主制の立場を堅持して言動されていた。

上に要約した点を示す資料を、『天皇語録』を中心にいくつか紹介している。

『天皇語録』によれば、今上天皇は即位後の昭和のはじめから平和を願い、軍部の動きに批判的なお気持ちであったことがうかがわれる。特に昭和6年9月18日始まった満州事変は、若槻内閣の不拡大方針にもかかわらず、関東軍が独断専行したことを心配され、側近の侍従兼内大臣秘書官岡本愛祐に次のように憂慮の気持ちをもらしておられる。

「自分は国際信義を重んじ、世界の恒久平和のために努力している。それがわが国運の発展をもたらし、国民に真の幸福を約束するものと信じている。然るに軍の出先は、自分の命令をきかず、無謀にも事件を拡大し、武力をもって中華民国を圧倒せんとするのは、如何にも残念である。ひいて列国の干渉を招き、国と国民を破滅に陥れることとなつては真に相済ま

ぬ。9千万の国民と皇祖皇宗から受け継いだ祖国の運命は、今自分の双肩にかかっている。それを思い、これを考えると、夜も眠れない⁽⁹⁴⁾」

この時はまだ太平洋戦争開始10年前の昭和6年である。

また同じ頃の天皇の同様の気持ちを示すものとして、翌昭和7年、5・15事件で暗殺された犬養首相の後継者について、侍従長が天皇の気持ちをメモしたものがある。その一部を次に紹介する。

「1. 首相は人格の立派なるもの。

2. 現在の政治の弊を改善し、陸海軍の軍紀を振粛するは、一に首相の人格如何に依る。

……（中略）……

4. ファッションに近きものは絶対に不可なり。

……（中略）……

6. 外交は国際平和を基礎とし、国際関係の円滑に努むること⁽⁹⁵⁾」

この中で、政治の中心である首相の人格、すなわち道徳性を何より重んじておられる点なども注目される。

またこうした天皇の心境が昭和8年の次の御製にも示されている。

あめつちの神にぞいのる朝なぎの

海のごとくに波たたぬ世を⁽⁹⁶⁾

やはり何より平和を願っておられる。天皇は平和を願い非常に努力はされたが、日本全体としては結局戦争になってしまった。昭和16年9月6日、対米・英・蘭に向けての戦争を、ほぼ最終的に決定した御前会議の席上の天皇の様子は、次のように伝えられている。

陛下はこの席上、懐中から明治天皇の御製

よもの海みなはらからと思ふ世に

など波風のたちさわくらむ

と記した紙片を取出して、声高らかにお詠みになった。そして「余は常にこの御製を拝誦して、明治天皇の平和愛好のご精神を紹述せんと努めてをるものである」と、特につけ加へられたのである⁽⁹⁷⁾。

改めて外交による問題解決、開戦回避の考えを、こういう形で表現されている。この天皇の気持ちから、宣戦の詔勅中に「豈朕が志ナラムヤ」がそう入されたと伝えられている⁽⁹⁸⁾。

しかし立憲君主制の立場から、閣議で政府が決定したことは、天皇はそのまま認めざるをえなかったのである。この点に関して、昭和50年天皇ご訪米直前にアメリカの「ニューズウィーク」の記者との会見における、記者の質問と、陛下のお答えを次に紹介する。

記者の質問「陛下が戦争の終結に重要な役割を果たされたことは、よく知られています。一方、日本が戦争へ突入する結果をもたらした意志決定過程にも、陛下は参加されたと主張する人々に対しては、どうお答えになられますか」

陛下のお答え「戦争終結時には私は独自の決断をいたしました。それは総理が閣議で合意を取りつけることに失敗し、私の意見を求めたからです。従って私は、自分の意見を述べ、その通りの決断を下したのです。開戦時には閣議が決定を下したので、私はこの決定を覆すことはできませんでした。これは日本国憲法の条文に従ったものです⁽⁹⁹⁾」

天皇は立憲君主制の立場から、政府の開戦決定を覆すことができなかったと述べておられる。その他『天皇語録』に採用されている天皇のこの点に関するいくつかの発言⁽¹⁰⁰⁾からも、立憲君主として開戦を阻止しえなかった天皇の苦しい立場がうかがわれる。

この天皇の立場をもう少し考えてみると、戦後、天皇がマッカーサー元帥を初めて訪問されたときの内容の一部が、次のように伝えられている。

昨秋のことでした。天皇陛下が、マッカーサー元帥を御訪問になったとき、「何故貴方は戦争を許可されたのですか」といふマッカーサー元帥の間に対して、元帥の顔を見つめられた陛下はゆっくり、「もし私が許さなかったら、きっと新しい天皇がたてられたでせう。それは国民の意志でした。こと、ここに至って国民の望みにさからふ天皇は、恐らくあるまいのでありませう」といはれたのであります⁽¹⁰¹⁾。

立憲君主制は国民の意志の象徴である憲法によって立つ君主である。天皇はその憲法にもとづいて輔弼する政府の決定を裁可する立場である。そのため、天皇は折にふれての感想や意見を述べることはあっても、自発的に決定または命令を下すことはない。いいかえれば、自分の意に反することでも責任ある機関の決定であれば、それを裁可するのが天皇の立場であり、今上天皇はその立場を厳守されていた⁽¹⁰²⁾。特に政府は国民が選んだものということになっている。政府の決定は、実は国民の意志にもとづいて決めていることになる。この憲法の規定、あるいは国民とともに歩むという天皇の伝統的な精神から、上の資料が示すように、開戦が国民の意志ならば覆すことはできなかったという立場にあったと考えられる。

事実一般国民の考えも、こと極東問題に関しては、米英との対立もやむをえないとして戦争を肯定する方向に傾いていたようである⁽¹⁰³⁾。また軍部の一部には、自分達の意向をスムーズに遂行したいために、平和的なお人柄の今上天皇を他の皇族に交代させようという動きもあったと伝えられている⁽¹⁰⁴⁾。

第2節 終戦のご聖断

次に終戦時の事情に移る。まず終戦時の今上天皇の心境と立場は次のように要約できると考える。

- (1) 終戦の際のご聖断は、憲法上の大権の発動による命令というより、国民の安泰を念とする皇室の伝統的な精神の発露と考えられる⁽¹⁰⁵⁾。
- (2) しかも天皇は政治的にも、道義的にも、戦争の全責任を自己一人で背負う決意で、自己の身の処置をポツダム宣言にもとづいて、連合国と国民の意向にゆだねられた。

上の(1)について、もう少し言葉を加えると、終戦のご聖断は、天皇の気持ちに述べられたもので、その発言がそのまま法的、政治的効力をもつものではなかった、ということである。

上の二点の事情を詳細にみていこう。終戦のご聖断は、昭和20年8月9日の最高戦争指導会議が、ポツダム宣言受諾か否かで3対3に分かれて決着が

つかず、最終的には天皇の意見を仰いで決定するという形で下された。その時、天皇はポツダム宣言受諾に賛成の旨を述べられた⁽¹⁰⁶⁾。この天皇の意思を受けて、その後の閣議でポツダム宣言受諾が正式に決定されている⁽¹⁰⁷⁾。閣議で決定しないと正式な政治的決定にはならない。この時の天皇の発言内容は、後述の14日の発言とほぼ同じであるので省略するが、この天皇の気持ちをもとにして終戦の詔勅が作成された⁽¹⁰⁸⁾。

ところでポツダム宣言は天皇制をどうするか直接触れていない⁽¹⁰⁹⁾。それで政府は翌10日に「天皇の国家統治の大権を変更するという要求を含まないもの」という条件付で、ポツダム宣言の受諾を連合国に伝えた⁽¹¹⁰⁾。つまり天皇制の変更はないものという条件で、全面降伏することにしたのである。日本人が一番心配し、軍部がこだわったのもこの点であった。

これに対して12日に連合国の解答があった。しかしこの解答でも、天皇制をそのまま存続するかどうか明確に答えてはいない。ただ二つの点で間接的に解答していた⁽¹¹¹⁾。即ち、冒頭の「降伏の時より天皇及び日本国政府の国家統治の権限は……連合国最高司令官の制限の下におかれるものとする」という点と、最後の「最終的の日本国の政府の形態は……日本国民の自由に表明する意思により決定せらるべきものとする」、つまり日本の国体は最終的には日本人が決定するという点である。このポツダム宣言の不明確な内容からみて、天皇制が終戦後どうなるかは流動的であり、事実戦後しばらくは注目のまとなったわけである。

このため軍部は、この解答では、天皇の地位が保証されておらず、国体を護持できないとして、再び一億玉砕の戦争継続を主張した⁽¹¹²⁾。

ところでこのように緊迫した12日に、天皇は次のように心境をもらしておられる。

「それで少しも差支ないではないか。仮令^{たとひ}連合国が天皇統治を認めて来ても人民が離反したのではしやうがない。人民の自由意思によって決めて貰って少しも差支ないと思ふ⁽¹¹³⁾」

つまり天皇は連合国の解答に異存のない考えであった。ここにも国民とと

もに歩む天皇、国民の信頼あつての天皇という考えがあらわれているのではないか。また天皇がいかに国民を信頼されていたかというふうにも受けとれるかもしれない⁽¹¹⁴⁾。

また同じ12日、天皇の次の発言がある。

「母君が近く軽井沢へ疎開されるが、宮城へお上りの様子も見えない。わが身も最早^{もはや}どうなるか知れぬ。その前に今生の別れとして是非とも一目なりと母君にお会ひしておきたい⁽¹¹⁵⁾」

8月9日と14日のご聖断の中のご発言と同じく、この時点で天皇はご自分の身の最終的覚悟を決めておられることがうかがわれる。

こうして再び軍部の強烈な反対があつたため、8月14日にまた御前会議が開かれ、再度天皇のご聖断を仰ぐことになった。この内容は、天照大神以来受けつがれている天皇の立場・精神がもっともよく集約され、しかも日本の運命を決するギリギリの時点で、具体的に表現されたものとして注目したい。それで少し長いが次に紹介する。

「外に別段意見の発言がなければ私の考えを述べる。反対論の意見はそれぞれよく聞いたが、私の考えはこの前申したことに変りはない。私は世界の現状と国内の事情とを十分検討した結果、これ以上戦争を続けることは無理だと考える。国体問題についていろいろ疑義があるとのことであるが、私はこの回答文の文意を通じて、先方は相当好意を持っているものと解釈する。先方の態度に一抹^{まっ}の不安があるというのも一応はもっともだが、私はそう疑いたくない。要は我が国民全体の信念の覚悟の問題であると思うから、この際先方の申入れを受諾してよろしいと考える。どうか皆もそう考えて貰いたい。さらに陸海軍の将兵にとって武装の解除なり保障占領というようなことはまことに堪え難いことで、その心持は私にはよくわかる。しかし自分はいかになろうとも、万民の生命を助けたい。この上戦争を続けては結局我が邦^{くに}がまったく焦土となり、万民にこれ以上苦惱^なを嘗めさせることは私としてじつに忍び難い。祖宗の靈にお応えできない。和平の手段によるとしても、素^{もと}より先方の遣^やり方に全幅の信頼を措き難いの

は当然であるが、日本がまったく無くなるという結果にくらべて、少しでも種子が残ればさえすればさらにまた復興という光明も考えられる。私は明治大帝が涙をのんで思い切られたる三国干渉当時の御苦衷をしのび、この際耐え難きを耐え、忍び難きを忍び、一致協力将来の回復に立ち直りたいと思う。今日まで戦場に在って陣歿し、或は殉職して非命に斃れた者、またその遺族を思うときは悲嘆に堪えぬ次第である。また戦傷を負い戦災をこうむり、家業を失いたる者の生活に至りては私の深く心配する所である。この際私としてなすべきことがあれば何でもいとわぬ。国民に呼びかけることがよければ私はいつでもマイクの前にも立つ。一般国民には今まで何も知らせずにいたのであるから、突然この決定を聞く場合動揺も甚しかろう。陸海軍将兵にはさらに動揺も大きいであろう。この気持をなだめることは相当困難なことであろうが、どうか私の心持をよく理解して陸海軍大臣は共に努力し、よく治まるようにして貰いたい。必要あらば自分が親しく説き諭してもかまわない。この際詔書を出す必要もあろうから、政府はさっそくその起案をしてもらいたい。以上は私の考えである⁽¹¹⁶⁾」

「自分はいかになろうとも万民の生命を助けたい」という点が天皇の気持ちの核心だと考える。しかし、はじめから終わりまで、情理を尽くした内容であり、天皇の本質が非常に具体的に表現されている。

この天皇の発言にもとづき、終戦の詔書に総理大臣以下の全閣僚が副署して、終戦の法的手続きが成立した。閣僚全員がサインしてはじめて政治的、法的効力が成立したのである⁽¹¹⁷⁾。天皇の発言だけでは成立しなかった。

また終戦直後の次の御製にも、上のご聖断と同様の天皇の気持ちが表現されている。

身はいかになるともいくさとどめけり

ただたふれゆく民をおもひて⁽¹¹⁸⁾

この「自分はいかになろうとも万民を助けたい」という天皇の気持ちは戦後も一貫している。そしてご自分一身で戦争の全責任をとろうとされている。例えば、8月29日木戸内大臣に次のように述べておられる。

「戦争責任者を聯合國に引渡すは真に苦痛にして忍び難きところなるが、自分が一人引受けて退位でもして納める訳には行かないだろうか⁽¹¹⁹⁾」

そして、いよいよ連合軍最高司令官マッカーサー元帥との会見が行なわれた。両者の会見は全部で11回行なわれたが、特に9月27日の第一回が最も注目される。実はこの会見内容は互いに他言しないことになっていた⁽¹²⁰⁾。それでも通訳のメモを侍従長が目を通して天皇に提出したとか⁽¹²¹⁾、あるいはマッカーサー元帥が回想記に少し書いたりして、いろいろな形でわかってきた。『天皇語録』には次の三つの内容で、マッカーサー元帥に対する天皇の発言が掲載されている⁽¹²²⁾。

「敗戦に至った戦争の、いろいろの責任が追及されているが、責任はすべて私にある。文武百官は私の任命する所だから、彼等に責任はない。私の一身は、どうなろうと構わない。私はあなたにお委せする。この上は、どうか国民が生活に困らぬよう、連合国の援助をお願いしたい」

（『侍従長の回想』173ページ）

「私は、国民が戦争遂行にあたって政治、軍事両面で行なったすべての決定と行動に対する全責任を負う者として、私自身をあなたの代表する諸国の裁決にゆだねるためおたずねした」（『マッカーサー回想記』(下)142ページ）

「自分は今度の戦争に関して重大なる責任を感じている。従って絞首刑も覚悟している……又皇室財産は司令部の処置に任せる……自分の一身はどうなってもよいから、どうか日本国民をこの上苦しめないで貰いたい……」

（『天皇秘録』117ページ）

それぞれニュアンスは違うが、主旨はほぼ一致している。また、この内容は、昭和30年に、当時の外相重光葵氏がマッカーサー元帥から聞いて、読売新聞に掲載した内容⁽¹²³⁾とほぼ一致する。さらに極東軍事法廷のキーナン検事が天皇の不起訴を発表した中で次のように述べている。

「証拠の示すところによれば、……天皇が終始、平和を望んでいたことは、はっきり証明されている。……マ元帥が余に語ったところでは、天皇は、証人に出廷したら、我々が証拠によって見出した天皇に有利な事実をすべ

て無視し、日本政府のとった行動について、自ら全責任を引受ける決心があったという⁽¹²⁴⁾」

マッカーサー元帥がキーナン検事に、天皇は自ら全責任を引き受ける決心だと語っていて、やはり上記の内容をうらづけている。

このように天皇はマッカーサー元帥に、一身を投げ出して自ら全責任をとることを申し出られた。しかもその時でも「この上は、どうか国民が生活に困らぬよう、連合国の援助をお願いしたい」と申し出られるなど、国民のために最善の努力を尽くされていた。

こうして結局天皇は、ポツダム宣言にもとづいて連合国の意向と日本国民の意思に、身をゆだねられたのである。

第3節 敗戦後の天皇

次に、敗戦後の天皇の姿および天皇制に対する連合国と国民の動向をみていく。まず、次のように要約できると考えられる。

- (1) 前節で述べたように、天皇は終戦時にご自身の戦争責任を痛感されながらも、私情を抑えて、ご自身の運命を連合国と日本国民に託され、しかもその中で国民のために最善を尽くしておられた。
- (2) これに対し、連合国は結局天皇に戦争責任なしとし、日本国民もまた天皇および天皇制を圧倒的に支持した。
- (3) そこで天皇はそのまま留位して、国民を激励し、国民とともに日本再建に取り組む道を歩まれることになった。

上の事情をみていく。まず連合国の意向であるが、天皇との第一回の会見のあと、連合国軍最高司令官マッカーサー元帥はワシントンの政府に天皇を戦犯容疑で逮捕してはならないと伝えている⁽¹²⁵⁾。このことから、天皇との会見がマッカーサー元帥にいかに関与を与えたかがうかがわれるのではない。最終的には、昭和22年10月10日に極東軍事法廷のキーナン検事が「天皇に戦争責任なし」と声明した⁽¹²⁶⁾。だから連合国は天皇に戦争責任なしと断定したのである。

次にポツダム宣言では天皇制について最終的には日本人が決定することになっている。そこで戦後の天皇に対する日本人の動向をみている。まず戦後の天皇および天皇制に関する世論調査を第1表として下に示す。

第1表 天皇制にかんする世論調査⁽¹²⁷⁾

(1) 調査時期 昭和21年4月		
〔問〕 政府草案の天皇制を認めるか		
然り		85%
然らず		13
わからない		2
〔問〕 天皇制を廃して共和制をとるべきか		
然り		11
然らず		86
わからない		3
(調査機関、毎日新聞社「天皇制について」)		
(2) 調査時期 昭和23年8月		
〔問〕 天皇は国民のあこがれであり、国家の象徴として新憲法できめてい すがあなたはこの日本の天皇制をどう思いますか		
天皇制はあった方がよい		90%
なくなった方がよい		4
わからない		6
(調査機関、読売新聞社「天皇制について」)		

第1表の如く、昭和21年4月の世論調査で、85%以上が天皇制を支持している。他の昭和20年12月から昭和21年2月にかけての世論調査でも、やはり90%以上が天皇制支持と伝えている⁽¹²⁸⁾。

その後戦後の民主主義にもとづき、国民の意向の反映である新選挙にもとづく議会で、天皇制も議論され、新しく象徴天皇と規定した新憲法が可決さ

れた⁽¹²⁹⁾。つまり、国民の意向が新しい象徴天皇制を支持したのである。この意向は、第1表の昭和23年8月の世論調査が端的に示し、90%以上が天皇制を支持している。そしてこの戦争直後の85%以上の天皇制支持率は現在までほとんど変わっていない。

そこには、勿論敗戦を機に戦前の体制を反省し、天皇制についても戦前の形ではなく、象徴天皇制への移行となったが、いずれにしても一貫して天皇制が支持されたことは注目される。

次に、今上天皇の退位については、昭和23年8月の読売新聞の世論調査によると、今上天皇が留位された方がいい68.5%、皇太子に譲位された方がいい18.4%、退位されて天皇制を廃した方がいい4.0%、わからない9.1%という数字であった⁽¹³⁰⁾。また日本世論調査研究所が国会議員について退位の是非を調査したところによると、反対83.1%、賛成13.8%、不明3.1%となっている⁽¹³¹⁾。また当時20数県下にわたって、天皇の留位の請願運動も展開していたという⁽¹³²⁾。

このように、国民世論は天皇制支持のみならず、今上天皇がそのまま留位されることを強く望んだのであった。そしてこの国民世論は流動的であった連合国の意向にも影響を与えたであろう。

そこで天皇は、こうした連合国および日本国民の意向にもとづいて、国民を激励し日本再建に尽くす道を歩まれることになった。こうした天皇の立場と気持ちを、昭和23年に次のように述べられたと伝えている。

「個人としてはそう(退位)も考えるが、公人としての立場がそれを許さない」「国民を今日の災難に追込んだことは申訳なく思っている。退くことも責任をはたす一つの方法と思うが、むしろ留位して国民と慰めあい、励ましあって日本再建のためつくすことが先祖に対し、国民に対し、またポツダム宣言の主旨にそう所以だと思ふ⁽¹³³⁾」

こうした気持ちの具体的姿が、昭和21年2月20日にはじまった地方巡幸であった。何か自分にできることはないだろうかという、天皇のやむにやまれぬ心情のあらわれが地方巡幸となったのであろう⁽¹³⁴⁾。地方巡幸に関する次

の御装がそれを示している。

戦のわざはひうけし国民を

おもふこころにいでたちてきぬ⁽¹³⁵⁾

わざはひをわすれてわれを出むかふる

民の心をうれしとぞ思ふ⁽¹³⁶⁾

天皇ご自身も国民の歓迎を最もお喜びになっておられる。それが国民とともに歩む天皇の姿である。この国民とともに歩むという気持ちは、終戦直後の次の発言にもあらわれている。

「わたしのパンだけ白いのは困る。国民の配給のと同じにしてくれ⁽¹³⁷⁾」

「戦災の国民を考へれば私は平気だ、10日間位風呂に入らなくても構はない⁽¹³⁸⁾」

「アメリカは勝ったんだし、金持ちなんだから、いい物を着たって当たり前だが、日本は敗けて、今みんな着る物も無くてこまっているじゃあないか。洋服なんかつくる気になれない⁽¹³⁹⁾」

真中のお言葉は地方巡幸中の発言で、天皇は宿がなくて車中でおやすみになることもあったそうである⁽¹⁴⁰⁾。

また国民とともに日本再建に尽くすことを正式に呼びかけられたのが、昭和21年元旦の詔勅、いわゆる「天皇の人間宣言」といわれているものである⁽¹⁴¹⁾。この文の最初で、天皇は戦後道義心が衰えていることを憂慮されている。それにつづく人間宣言の部分と最後の部分を次に紹介する。

「然レドモ朕ハ爾等国民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分クント欲ス。朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニ非ズ。(中略)

一年ノ計ハ年頭ニ在リ、朕ハ朕ノ信頼スル国民ガ朕ト其ノ心ヲ一ニシテ、自ラ奮ヒ、自ラ励マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ。」

この中でも天皇の存在は国民との信頼関係から成り立っているのであり、

その国民と心を一にして日本再建に尽くそうではないかと呼びかけておられる。

日本は戦後の占領下の苦難を切りぬけ、昭和27年に再び独立することができた。この時天皇は独立を喜ぶメッセージを発表され、その中で、次のように国民と共に歩む決意をあらためて述べられた。

「この時に当り、身寡薄なれども、過去を顧み、世論に察し、沈思熟慮、あえて自らを励まして、負荷の重きにたえんことを期し、日夜ただおよぼざることを恐れるのみであります。こいねがわくば、共に分を尽し事に勉め、相たずさえて国家再建の志業を大成し、もって永くその慶福を共にせんことを切望してやみません⁽¹⁴²⁾。」

だから国民の努力によって今日立派に日本が復興できたことを、天皇は何よりもお喜びになっておられる。例えば、ご訪米後の昭和50年10月31日の記者会見で、その点を次のように述べておられる⁽¹⁴³⁾。

記者の質問「陛下は長いご在位のなかでいろんなご経験をなさったわけですが、この中で一番うれしくお思いになったことは何でしょうか。もちろんこんどのアメリカ訪問もその一つでしょうか。」

陛下「いまいわれたようにアメリカ訪問はその一つであります。ほかにもわたくしと皇后と一緒にヨーロッパを旅行したことです。しかし、なお終戦後、日本国民が努力して立派に日本の復興ができたということが一番うれしく感じています。」

第4節 天皇および天皇制の意義

第二次世界大戦の敗戦は、日本人にとっても天皇にとっても初めて経験した重大な試練であった。特に天皇は旧体制崩壊の中で、頼る力は何もなくなってしまった。前節までで検討してきたこの敗戦から日本再建という苦難の中における天皇の姿を通して、天皇および天皇制の意義をまとめた。

第一は、天皇の人格が天皇制を存続させたということである。第三章で取りあげたように世界の歴史上、戦争に負けてその時の君主、元首がそのまま

在位するという事は、ほとんどなかった。第二次大戦後でも、かなり君主制が廃止されたり、君主が退位させられる国があった。そういう中で、敗戦にもかかわらず天皇制が存続し、しかも戦前も戦後も同じ天皇が位にあるということは、我々日本人は普通のことだと思っているかもしれないが、少なくとも外国人にとっては大変な驚きであり⁽¹⁴⁴⁾、理解しにくいことのある⁽¹⁴⁵⁾。

実際、ソ連を先頭に連合国の大部分は、戦中も戦後も天皇制廃止を強く主張していた⁽¹⁴⁶⁾。アメリカの国内でも、一部の知日派は天皇制を理解していたようだが、1945年（昭和20年）秋のギャラップ世論調査によれば、天皇の処刑を要求する者33%、終身禁錮刑を要求する者11%、国外追放を要求する者18%で、合計71%が何らかの形で天皇の責任を追及すべきだとしていた⁽¹⁴⁷⁾。またアメリカの国務省のなかにも、このようなアメリカの国民の世論を反映して、天皇制廃止論も相当強かったといわれている⁽¹⁴⁸⁾。マッカーサー元帥自身も「天皇に対してきびしい態度でのぞもうと決意して日本に来た」と後年語っている⁽¹⁴⁹⁾。第一回の天皇とマッカーサー元帥との会見の事前、「元帥閣下は、玄関までお迎えも、見送りもしない」と総司令部が通知してきたこと、そして事実その通り出迎えがなかったように⁽¹⁵⁰⁾、確かにマ元帥や総司令部もはじめは天皇に対して冷やかであったと考えられる。従って天皇制存続は楽観をゆるさなかった。そしてマッカーサー元帥は、サイパン、沖縄のあの猛烈な抵抗から、連合国が日本へ進駐する時は、かなりいろいろな困難なことがあるだろうと思っていた。ところがご聖断という天皇の威光によって、一兵の損傷もなくスムーズに進駐できたことに、マッカーサー元帥はまず驚いたという⁽¹⁵¹⁾。『回想記』の中でもマッカーサー元帥は、天皇制が存続しなければ、少なくとも百万の軍隊が必要だったと述べている⁽¹⁵²⁾。それでマッカーサー元帥は天皇制の意義を考えはじめたのではない。

しかし戦後しばらくは天皇問題が流動的だった。例えば、天皇制は存続しても今上天皇は退位するという考え方もあるであろう⁽¹⁵³⁾。そして天皇が変

わっていけば天皇制はかなり動揺を受けたのではないか。あるいは天皇のお人柄によっては、天皇制の存続する価値がないと判断されたかもしれない⁽¹⁵⁴⁾。ポツダム宣言が明確にしていなだけで流動的でいろいろのことが考えられた。そうしたときに行なわれた第一回の会見で、マッカーサー元帥は今上天皇の態度、人格に非常に感動したのである⁽¹⁵⁵⁾。マッカーサー元帥が一番念頭にあったのは日本の民主化と平和化だった。それを連合国のリードで実現しようとしていた。その日本の民主化と平和化のためには、この天皇が非常に重要だということを、会見を通してマッカーサー元帥は感じたのではないか。マッカーサー元帥は、『回想記』でも「天皇はどの日本人よりも民主的な考え方をしっかり身につけていた」と述べている⁽¹⁵⁶⁾。そこでマッカーサー元帥を中心に連合国軍総司令部は、今上天皇がそのまま在位して、象徴天皇制とする方向を考え始めたのであろう。この天皇とマッカーサー元帥との会見に象徴されるように、歴代天皇に受けつがれている天皇の立場・精神が、今上天皇の人格として、連合国の人々の心を動かし、天皇制の意義を認識させたのだと考える。

次に日本人の意思である。最終的には天皇問題は日本人が決定することになっていった。一般の日本人は、軍部のリードする天皇制と本来の天皇の本質とは違うのではないかと感じていたのではないか。つまり軍部の主張する権力的な天皇制ではなく、国民の胸の奥には、天皇の無私な人格性に対する信頼感、敬愛というものが非常に根強く流れていたと考える⁽¹⁵⁷⁾。それは歴代天皇と国民の関係、明治天皇の影響、平和的でいつも国民を思いやるという今上天皇の本当の姿など、いろいろな形で日本人にそういう意識が流れていたと考える。

この天皇の人格に対する信頼があったからこそ、天皇の名における戦争であれだけいためつけられ、戦争に負けた日本人が、最終的に天皇を信じてすみやかに戦争をやめることができたのではないか。そして敗戦後も、前記の世論調査のように、変わることなく天皇および天皇制を支持したと考えられる。

戦後、一部では天皇制打倒とか天皇制廃止という強い主張もあった。しかし大部分の国民はそれに同調しないで、かえって終戦にいたる天皇の努力や、地方巡幸など自らをかえりみず日本の再建のために尽くされる天皇の姿が伝わったりして、天皇の人格に心から敬愛を惜しまなかったのである。例えば、次のような敗戦直後の頃の天皇に対する国民の反応が伝わっている。敗戦の年の12月に宮城県の青年たちが皇居奉仕にきている⁽¹⁵⁸⁾。また天皇制廃止の集会をひらいていた群衆が、皇后の車のみて頭を下げ、再び集会を続けたという矛盾した光景も伝わっている⁽¹⁵⁹⁾。また、愛媛県の新居浜の住友系の金属鉱山労働者がストライキをやっていたところへ天皇陛下が行くことになった。そうしたら、執行委員会は全員一致でストをやめてしまい、職場労働者全部にアピールして、みんなで大掃除してその工場始まって以来のきれいな工場にして天皇を迎えた。そこで、健全な労働組合に育って下さいという天皇のお言葉が出て、支部長が感動して、ますます生産に努力致しますと誓ったという光景も伝わっている⁽¹⁶⁰⁾。

このようにご聖断にあらわれたような天皇の人格とそれに対する日本人の信頼と結びつきは、流動的であったマッカーサー元帥はじめ連合国の意向にも影響を与えて、結局天皇制を存続させる大きな要因となったと考えられる。評論家村上兵衛氏もこの点に注目して次のように述べている。

「この天皇制の最大の危機を乗切ったものは、もとより日本国民の天皇にたいする広汎な支持であったろうが、また日本の文化を体現した天皇じしんの力であったとも言えそうである⁽¹⁶¹⁾」

第二は、ご聖断にあらわれた天皇の人格が日本を救ったということである。「自分はいかになろうとも万民の生命を助けたい」という天皇の発言で戦争が終結できた。それによって日本人は一億玉砕、本土決戦という最悪事態をまぬがれ、なお一層の悲惨さを味わうことなくすんだ。今日我々日本人の生活にとって、あの時のご聖断の意義は大きいであろう。確かに終戦時にはまだ、日本国内に戦わざる軍隊300万、海外にはなお200万の軍隊が存し、「本土決戦」の叫びも強く、不穏な動きもあった⁽¹⁶²⁾。だから天皇のご聖断によ

り比較的秩序よく終戦となったことは非常に注目してよいのではないか。

簡単にいえばそういうことであるが、しかもご聖断で示された天皇の至誠というか、その人格が、阿南陸相その他軍部のポツダム宣言受諾反対派の人達に、心から服する気持ちを起こさせたのである。というのは、もし天皇のご聖断が通じなかったら、阿南陸相らはあくまで反対し、辞職するとか、終戦の詔書にサインしなかったであろう⁽¹⁶³⁾。そして戦前の制度では内閣総辞職となって大変であった。そうなれば、ご聖断は単なる天皇の個人的な発言に終わってしまって、文字通りのご聖断にならないで、政治的には何の効力もなさなかったのである⁽¹⁶⁴⁾。それに再び組閣せねばならず終戦の時期はもっと遅れることになったのである。だから閣議で正式に決めて、終戦の詔書に全閣僚が心からサインしたのは非常に重要であった。本当に綱渡りみたいな危ない状況であった。このように反対派の責任者を心服させることができたのは、御前会議で天皇の至誠、まごころが通じたためだと考えられる。

また天皇が御前会議で「この際私としてなすべきことがあれば何でもいとわない。国民に呼びかけることがよければ私はいつでもマイクの前に立つ」と発言されたため、急に実現することになったのが終戦の玉音放送である⁽¹⁶⁵⁾。この放送で天皇の気持ちが直接国民に伝えられ、秩序ある終戦への効果的方法となった。また敗戦直後に天皇は「事件や争いがおきて、戦争が長びいては困る。日本の将来を見通して、ここで誤ってはならない」と伝え、自ら皇族を内地外地の主な軍隊に派遣し、天皇の真意を伝える努力がされている⁽¹⁶⁶⁾。

こうして一番危険な軍隊も大した反乱や混乱を起こさず、日本全体が予想以上にスムーズに秩序ある行動をとって終戦を迎えることができた。このように天皇の精神、人格が何より日本を救ったと考えられる⁽¹⁶⁷⁾。

第三は、天皇の人格が日本再建の精神的支柱となったことである。

戦後今日まで、日本がこれだけの国になった原因はいろいろな点が考えられるであろう。その中で特に終戦直後における日本人の精神的立ち直りに、天皇の果たした役割は大きかったと考える。例えば、天皇は日本再建のため

には何でもする、何かできることはないかというギリギリの気持ちから、地方巡幸に出られ、国民を激励されている。天皇が人間宣言の最初で憂慮されているように、敗戦国で最も心配なことは人々の心の退廃、道徳心の衰えであろう⁽¹⁶⁸⁾。天皇の言動は非常にギョチなかったと伝えられている。しかし、日本国民が心を一にして苦しさに堪え、日本再建のために尽くそうではないかという、その心からの言葉、態度は、人々に自ら伝わり、日本中を勇気づけ、人々を精神的に立ち直らせる活力となった⁽¹⁶⁹⁾と考えられる。

イギリスの新聞記者、ヘッセル・ティルトマン氏は『日本報道30年』で、次のように天皇の巡幸を迎えて日本人が感激する印象を書いている。

「……天皇が工場を訪れ、工員に話しかけると、ほとんどの者は感きわまって声も発せられなかった。そして、午後になって東京へ戻る途中、天皇が車をとめ、罹災民の急造バラックの入口に立つと、主婦は、このジヌム天皇の124代目の直系の子孫が突然オンボロの“わが家”の玄関に立っているのを見て驚きあわて、夕飯をたいていたナベを自家製のヒバチのなかにひっくりかえしてしまい、声を殺して泣いたのである。私は日本に來てから、日本人がこれほど公衆の面前で感情を激しく表にだしたのを一度も見たことがなかった⁽¹⁷⁰⁾。」

この終戦後の日本人に対する天皇の精神的意義は、歴史上大きく評価できるのではないか。マッカーサー元帥も、『回想記』の中で、その意義を次のように評価している。

「天皇との初対面以後、私はしばしば天皇の訪問を受け、世界のほとんどの問題について話合った。私はいつも、占領政策の背後にあるいろいろな理由を注意深く説明したが、天皇は私が話合ったほとんど、どの日本人よりも民主的な考え方をしっかり身につけていた。天皇は日本の精神的復活に大きい役割を演じ、占領の成功は天皇の誠実な協力と影響力に負うところがきわめて大きかった⁽¹⁷¹⁾。」

実は連合国の人々は、地方巡幸の効果をはじめ逆に考えていたふしがある。即ち、天皇は今までヴェールに包まれていたから、猫背でぶきつちよな

姿を国民の前に現わせば、天皇に対する国民の尊敬はたぶん低下する一方だろうと思っていたようである。また連合国の天皇制に対する態度は流動的で、天皇に対する日本人の反応をみて決定しようとしていた。それで天皇の地方巡幸を連合国側も積極的に賛成した⁽¹⁷²⁾。すると、この地方巡幸がかえって天皇と国民の結びつきを強める結果となり、連合国側の人々は驚いた。このことは天皇制存続の有力な要因となったと考えられる⁽¹⁷³⁾。

第四は、天皇が日本の国家及び国民統合の中心であるという点である。敗戦時に軍部はじめ日本人が国体護持をあれほど叫んだのは、天皇さえ存続すれば日本国は滅びない、万世一系の天皇は我々日本人の最後のよりどころであり、日本にとって唯一不動の安定したものだという気持ちがあったためではないか⁽¹⁷⁴⁾。つまり日本が、秩序がとれ、統一が保たれるのは天皇あってのことだという気持ちである。この気持ちから天皇制存続、国体護持を最後の一線として、非常にこだわったのではないか。

実際敗戦の際、日本全体が今から見れば非常に秩序よくスムーズに終戦を迎え、自分勝手な行動による敗戦後の悲惨さ、国の分割などの最悪事態が避けられたのは、不幸中の幸であった。これは日本人が天皇の意を通して秩序を失なわず、また秩序、統一の中心である天皇が安泰だったため日本人全体に安心感を与え、混乱が少なかったためであろう⁽¹⁷⁵⁾。

この終戦時の天皇に対する日本人の気持ちの例として次の話が伝わっている⁽¹⁷⁶⁾。すなわち昭和20年8月14日天皇が玉音放送の録音をされた時のことである。天皇を警護するある内舎人は、天皇が終戦の玉音放送の録音を行なわれることを知っていた。そこで天皇がやられてしまうと「一億が全部死んでもよいから、最後まで戦争をやらせて下さい！」と、身を投げ出して直訴したい衝動に駆られた。しかし、録音のあとで、天皇が聞きなおされて、「なかなかよくできてるじゃないか。よくできたね！」といて愉快そうにお笑いになった。そこで内舎人は次のように感じたと言っている。すなわち、「私はこの笑い声によって、目が開かれ、眼前が明るくなった気持ちがしました。明日は敗戦だというのに、陛下は余裕綽々としていられるのだ。陛下

が御健在であらされるかぎり、日本は揺がない。流石に^{さすが}大帝王であらされる」と感じたという。当時の英国紙も「何もかも破壊された日本社会では、天皇が唯一の安定点をなしている」と評し驚いている⁽¹⁷⁷⁾。

この終戦時を通して痛感される、天皇の国家および国民の秩序・統一の中心としての意義について、政治学者の高坂正堯氏は次のように述べている。

「なによりも天皇は苦しみながらも、うちひしがれた存在ではなかった。その姿は、ほのかな日ざしのように、人々の心を暖め、励ますものであった。

つまり、天皇は種々の激動にもかかわらず、つづけられ、またつづけられなくてはならない日本の営為を象徴していた。それは日本の継続性の象徴と言ってもよいが、恐らく、その点に天皇制のもっとも基本的な存在理由があると言えるであろう。人間の社会には変動がつきものである。いかによい政治制度を作っても、それはいつかはこわれる。経済にしても挫折はいつかおこる。その結果、日本の様相が一変することも避け難い。しかしそれにもかかわらず、日本はつづいて行くのであり、それ故にこそ、人々は安心して、日々の生活に励むことができるのである。戦争中から戦後にかけての暗い日々、人々を支えたのは、そうした思いではなかるうか。そうした継続性は、たしかに存在するが、目に見えないものである以上、それを象徴するものとしての天皇の存在は、大きな意義を持っているといわなくてはならない⁽¹⁷⁸⁾」

以上、第二次世界大戦における今上天皇を通して、天皇および天皇制の意義を具体的に考察した。天皇は、政治権力者とは明確に異なり、日本国家の統一、秩序の中心であり、国民の全体性・統一性・永久性などを象徴する、最高の権威を持つ立場、地位であった。従って天皇は日本人全体にとって何より精神的な意義を持つ存在であった。ここに天皇制の本質があると考えられる。そしてこの天皇の存在は、第二次世界大戦の敗戦という国家および国民全体の危機において、大変注目すべき役割を果たした。しかも天皇がこうした立場や意義をにないえたのは、歴代天皇から受けつがれている天皇の本

質、すなわち、その立場や地位に価するすぐれた人格、道徳性にあると考えられる。

第6章 現代の象徴天皇制

最後の本章では、昭和49年のアメリカのフォード大統領の訪日と、翌50年の天皇・皇后両陛下のご訪米の二つを事例として、現代の象徴天皇制の特色と意義に若干ふれておきたい。この相互訪問を通して、日米両国の第二次世界大戦に対するわだかまりも最終的に終止符がうたれたといわれた。

まず昭和49年秋のアメリカのフォード大統領の訪日の場合であるが、これは、評論家江藤淳氏が指摘しているように⁽¹⁷⁹⁾、現代の象徴天皇制の意義を再認識させた良い例と考える。

現在日本にとって一番大切で重要な外国のお客はアメリカの大統領であろう。しかも昭和49年秋に戦後初めて迎えることになった。その大変重要なフォード米大統領を迎えた時、日本国内では、田中首相が例の金脈問題で、首相を辞職するかどうかの混乱の最中であつた。事実フォード大統領が離日した数日後に、田中首相は退陣を表明している。そういう歓迎するにふさわしくない時に、アメリカを代表する大統領を迎えたのである。アメリカ側はどんな気持ちだったであろうか。逆の立場で、ニクソン大統領のウォーターゲート事件が問題になっている時は、日本側では天皇のご訪米を避けたであろう。しかし、あの時フォード大統領を最高の丁重さで迎えることができた我々日本人は感じたのではないか。またアメリカ側もそう感じたようであつた⁽¹⁸⁰⁾。それは、あの時田中首相ではなく、今上天皇が歓迎晩餐会などで日本を代表して接待されたためだと考えられる⁽¹⁸¹⁾。つまり日本人にとってもアメリカ人にとっても、天皇が日本および日本人を代表しているという気持ちだが、あのフォード大統領訪日に端的にあらわれていたわけである。

次いで昭和50年秋に、天皇・皇后両陛下が初めてご訪米された。このご訪米の目的は、日米の友好親善を深めるところにあつたであろうが、今上天皇の気持ちは、これを機会に、30年前の日米戦争の非をわびるとともに、何よ

りも敗戦直後の温かいアメリカの援助をぜひアメリカ国民に感謝したいという点にあつたのではないか。ホワイトハウスの歓迎晩餐会の答辞で、天皇は次のように述べられた。

「私は多年、貴国訪問を念願にしておりましたが、もしそのことがかなえられた時には、次のことをぜひ貴国民にお伝えしたいと思っておりました。と申しますのは、私が深く悲しみとする、あの不幸な戦争の直後、貴国が、わが国の再建のために、温かい好意と援助の手をさしのべられたことに対し、貴国に直接感謝の言葉を申し述べることであります。当時を知らない新しい世代が、今日、日米それぞれの社会において過半数を占めようとしております。しかし、たとえ今後、時代は移り変わろうとも、この貴国民の寛容と善意とは、日本国民の間に、永く語り継がれて行くものと信じます⁽¹⁸²⁾。」

前述の如く、昭和20年9月27日、第一回のマッカーサー元帥との会見の席上、「自分の身はどんなにでも」と言われたが、その時でも天皇は、日本国民のために連合国の食糧などの援助を懇請されていた。昭和50年8月の『サンケイ新聞』紙上に、第三回目の天皇とマッカーサー元帥との会見の内容が報道されたが⁽¹⁸³⁾、やはり天皇は何よりも食糧の援助を懇請されている。

戦後日本人が飢えをしのげるかどうかは重大問題であつた。マッカーサー元帥との会見のあとの昭和20年暮に、今上天皇自らも松村農相に次のように申し出られたという。

「皇室の御物の中には、国際的価値のあるものが相当あるとのことである。帝室博物館の館長に命じて調査させた目録がここにある。これを代償としてアメリカに渡し、食糧にかえて国民の飢餓を一日でもしのぐように。」

この天皇の申し出を松村農相から聞いた幣原首相が、マッカーサー元帥に伝えると、マッカーサー元帥は感激し、「皇室の御物を取り上げて、代償に食糧を提供するなど、面目にかけてもできない。必ず食糧を本国から移入する方法を講ずる」と言った、と伝えられている⁽¹⁸⁴⁾。

このいきさつから、今上天皇は、日本が今日ここまで再建できたのは、戦後のアメリカの援助にもとづく点が大いとして、アメリカ国民への感謝の気持ちを30年間持ちつづけられ、その気持ちが上の答辞にあらわれていると考えられる。

我々は戦後日本が再建できたのは、日本人の勤勉さだとか、日本人の努力だとか、日本人中心に考え勝ちである。しかし天皇は、アメリカなどの援助があったから、日本が再建できたとして深く感謝され、この点を後世にも語り継ぎたいと考えておられる。やはり天皇は、日本の中心として、時間的・空間的に広い視野に立ち、日本および世界全体のことを考える立場・精神が、このいきさつにもよくあらわれているのではないか。そしてこうした天皇の立場やお人柄が自らアメリカ人に感銘を与え、ご訪米が大成功を収めたゆえんであろうと考える⁽¹⁸⁵⁾。それ故に、首相など他の人にまねのできない国際親善の成果が、天皇によってこそあげられるのではないか。

では次に、両陛下ご訪米時におけるアメリカ人の代表的な天皇観を通して、現代における天皇の特色や意義に若干ふれておきたい。先ずその頃報道されたアメリカ人の代表的な天皇観のいくつかを次に示す。

- (1) 「天皇をお迎えする米国民の関心は高まっている。君主制の歴史を持たない国民としての好奇心も手伝っているのかもしれない。しかしそれ以上に、米国民が天皇を通じて日本をみようとしていることも確かだ。知日派が指摘するように、戦後の日本には、日本を感じさせる「個性」がなかった。政治から離れた天皇に、米国民が政治指導者としてのイメージを抱いているわけではないが、天皇をもっとも日本的な“代表的日本人”として受け取っている。」(毎日新聞特派員)⁽¹⁸⁶⁾
- (2) 「ウォーターゲート事件を経験した米国人としては、政治と切り離された“道徳的リーダー”ともいべき皇室を持つ日本やヨーロッパが、実はうらやましく思っており、あこがれさえ持っている。」(オーテス・ケーリ同志社大学教授)⁽¹⁸⁷⁾
- (3) 「天皇を知ることとは日本を知ることだ」(タイム・マガジンの東京支

局長)⁽¹⁸⁸⁾

- (4) 「ヒロヒトは日本社会を体現する存在、日本人の貴重な民族的遺産の保管者であったし、現在もそうである」(10月2日付 ニューヨーク・タイムズ社説)⁽¹⁸⁹⁾
- (5) 「天皇のご訪米で初めて日本そのもののアイデンティティ(人格)を見つけた感じがした。日本全体の姿がわかったという感じだね」(シカゴ・デーリー・ニューズの編集担当副社長)⁽¹⁹⁰⁾

上の諸見解のように、ご訪米で、天皇が文化的・精神のおよび道徳的に日本人全体を代表する存在であり、また日本の統一と秩序の中心という立場にあることの認識を、アメリカ人は深めた。昭和46年ご訪欧の時も、天皇に対して経済大国の親方ではなく、文化的イメージを印象づけたという⁽¹⁹¹⁾。現代の象徴天皇制の特色や意義はまさにこうした点にあると考えられる。

しかも今上天皇がこうした立場をにないえて、ご訪米が成功裡に終わったのは、やはり歴代天皇から受けつがれているすぐれた人格性・道徳性、いわゆる「お人柄」にもとづくと考えられる。例えば、次の二つの見解がその事を明確に指摘している。

- (1) 「アメリカ人は、尊厳を保ちながらも飾り気のない天皇のお人柄にたいそう魅力を感じた。演出もリップサービスもなく、それでいて人を引きつけるものをお持ちだ。いわゆる君主というイメージとは異質のものです。」(ウィッケル米國務省東アジア太平洋局広報担当官)⁽¹⁹²⁾
- (2) 「われわれの時代はスポーツや大衆娯楽の若いスター、あるいは大きな政治、経済力を持つ円熟した英雄がもてはやされる時代だ。個人的な権力を何も持たない年老いたカップルにとって、世間の関心を引き、感嘆させることは容易なことではない。が、両陛下はそれを大いにやってのけられたのである。……こうした直接的なふれ合いが、両陛下と直接お会いすることができたアメリカ人に強い印象を与え、両陛下がまさに温かい、魅力的なお人であり、単なる畏敬すべき“象徴”ではないという気持ちを広く抱かせた。……今回の「訪米成功」は大部分、天皇、皇后

両陛下ご自身に帰するといわなければならない。」(ライシャワー、ハーバード大教授)⁽¹⁹⁵⁾

おわりに

本論に引用した資料・文献は、できるだけ一般向に公刊され、目にふれやすいものを利用した。そして多くの書物の御世話になった。本論の内容は、それらの書物の内容を整理しまとめたものといえるかもしれない。それだけに利用させていただいた多くの著者・編者に厚く御礼申し上げたい。

ただ、天皇関係の文献がぼう大であるため、重要な文献でありながら、見落していることも多々あることと思う。今後皆様の御教示を賜りたい。

補 註

第 1 章

- (1) 国民全体が天皇(制)に多大の関心を持っている例の一つを次にあげる。

ご訪米後の昭和50年10月31日に、国内では初めての天皇・皇后両陛下の記者会見がテレビ中継された。この時の視聴率調査によれば、関東地方の延べ視聴率は64.5%で、「放送史上に残る高い視聴率となった」と伝えている(『毎日新聞』昭和50年11月1日夕刊)。

- (2) 歴史学者和歌森太郎氏は、戦後の天皇(制)論の型を次のように分けて紹介している(『天皇制の歴史心理』、24~30頁、昭和48年刊、弘文堂)。

1) 権力の主としての天皇を問いつめるもの

① 階級的存在としての権力者をみる立場から、天皇が人民を支配し抑圧・搾取する存在であった、とする見解。

② 権力の主として天皇をみる立場であるけれども、階級的存在としてよりも国権の主としてこれをみる、法理論的な理解にもとづく見解。

2) 至高の権威を帯びていたものとしての天皇を問うもの。

また、思想史学者武田清子氏は、「明治維新时期より今日までの近代日本の歴

史を通して、天皇観には、(絶対主義的天皇観と民主主義的天皇観の)二つのイメージが重なりあって来ている」と述べている(武田清子「天皇観との相剋一連合国の占領政策一」、『世界』1976年10月号)。

また、天皇制は、従来法制史、政治史、思想史など歴史学を中心に問題とされてきた。しかし最近では、人類学、宗教学、神話学などの分野からの研究動向もあり、非合理的感情をも含んだ日本人の天皇制心理(文化性、宗教性としての天皇制)の本質を明らかにしようとする傾向もみられるという意見もある(橋川文三「最近の天皇制論」、『読売新聞』昭和50年2月3日夕刊)。

- (3) 古川哲史「解説」(『和辻哲郎全集』第14巻所収、404頁、昭和37年、岩波書店)。
- (4) 会田雄次「皇室のあり方について」(会田雄次著『ヨーロッパ・ヒューマニズムの限界』所収、昭和41年、新潮社)。
- (5) その他、後藤総一郎「『常民』に宿る天皇信仰」(久野収他編『天皇制』論集』第1輯所収、1974年、三一書房)。小泉信三「帝室論」(『小泉信三全集』第18巻所収、昭和42年、文芸春秋社)など。また心理学者南博氏は、戦後の民衆の天皇への反応、感情の実体を紹介しながら、「民衆の心理には、天皇制の理論を抜いた、天皇個人への尊敬が深く残って居り、天皇制と政治、経済、戦争の結びつきは全く意識にのぼって来ないのである」と述べ、天皇制が日本人の精神、感情に最も大きな意味を持っていることを指摘している(『天皇制の心理的地盤』、前掲『天皇制』論集』第1輯所収)。またアンケートなどにおいても天皇の道徳的意義を指摘する意見が多い(エール出版社編集部編『我々にとって天皇とは何か』、昭和46年刊)。
- (6) 竹内芳郎「天皇制の総体的構造」(『世界政経』1976年1月号)。
- (7) 戒能通孝「君主制の精神構造」(前掲『天皇制』論集』第1輯所収)。橋川文三「日本近代史における責任の問題」(同上書第1輯所収)。丸山邦男著『天皇観の戦後史』、1975年刊、白川書院。和田春樹「戦後史を貫く無責任の体系」(『月刊エコノミスト』1976年11月号)。橋川文三「明治憲法と今上天皇 一戦争責任を明治憲法から考える一」(『諸君』昭和50年12月号)など。
- (8) 丸山真男「軍国支配者の精神形態」(丸山真男著『現代政治の思想と行動』上巻所収、1956年、未来社)など。

- (9) 津田左右吉「日本の皇室」(『津田左右吉全集』第23巻所収、昭和40年、岩波書店)。尚、津田氏はこの他にも、「日本国家形成への過程と皇室の恒久性に関する思想の由来」、「学問の立場からみた現時の思想界」、「現下の世相とニホン人の態度」などの諸論文で、皇室研究の成果や当時の皇室批判への反論を発表し、同様の見解を展開している。
- (10) 肥後和男「序」(肥後和男編『歴代天皇紀』所収、昭和47年刊、秋田書店)。肥後和男著『天皇と国のあゆみ』、昭和40年刊、日本教文社。
- (11) 和辻哲郎著『国民統合の象徴』(『和辻哲郎全集』第14巻所収、昭和37年、岩波書店)。
- (12) その他、竹山道雄「天皇制について」(『新潮』昭和38年4月号)。和歌森太郎著『天皇制の歴史心理』、昭和48年刊、弘文堂。清水幾太郎「天皇論」(『諸君』昭和48年3月号)など。
尚、すでに福沢諭吉が『帝室論』(明治15年)で、「帝室は政治社外のものなり」「我帝室は日本人民の精神を収斂する中心なり」「帝室は直接に万機に当らずして万機を統べ給ふ者なり」と述べ、こうした天皇制の本質と意義を指摘している(『現代のエスプリ』第45号所収、135～158頁、昭和45年9月刊)。
- (13) その他で、法制史家石井良助氏は、天皇の統治権を歴史的に研究し、次のように述べている。天皇統治の固有の姿は、「シロシメス」「垂拱して成るを仰がんとす」と表現されたように、天皇自らは執政の任にあたらぬ「天皇不親政」にあったこと。そして「天皇親政」の傾向が強まったのは、外国の影響の強い時期、即ち、中国の影響の強い律令時代と、ヨーロッパ(特にプロシヤ)の影響が強かった明治時代であったこと。従って戦後の象徴天皇制は、日本固有の姿にもどったことなどを指摘している(石井良助著『天皇—天皇統治の史的解明—』、昭和25年刊、弘文堂)。
- (14) 和辻哲郎著『倫理学』下巻、560～566頁、昭和24年刊、岩波書店。
- (15) 林健太郎「天皇制のあり方について」(文芸春秋臨時増刊『天皇陛下の70年』所収、昭和46年5月刊)。
- (16) 山崎正和氏と小松左京氏の対談「天皇および天皇制の謎」(山崎正和著『対談日本史』所収、昭和49年、文芸春秋)。
- (17) 井上清著『天皇制』、1953年刊、東大新書。

- (18) 加藤周一「天皇制について」(加藤周一著『日本の内と外』所収、昭和44年、文芸春秋社)。同「天皇について」(『潮』昭和51年2月号、これは『ニューヨーク・タイムズ』紙、1975年11月19日付記事の翻訳文)。
- (19) 例えば、憲法学者の小林直樹氏は、まず「天皇制との対面を避けて、私達の政治生活を語ることはできない」と述べ、天皇制の種々の問題を分析し、次のように批判している。
すなわち、象徴天皇制と民主主義との矛盾、天皇の無責任性などを指摘し、最後に、天皇制の持つ宿業、悲劇、反民主制、非合理性、タブー性などの性格と、いわゆる天皇制のメリットとを冷静に比較して、天皇制についての根本的再検討をなすべき段階に立っている、と結んでいる(小林直樹「天皇制についての覚書—その機能と正当化理由を中心に—」、『ジュリスト』No. 542、1973年9月1日号)。尚、小林氏はその後次の論文を発表し、さらに上記の天皇(制)論の内容を発展させている。「現代天皇制論序説」(『法律時報』第578号、昭和51年4月号)。
- (20) 佐々木惣一「天皇制の憲法論的見方」(佐々木惣一著『憲法改正断想』所収、昭和22年、甲文社)。尚、佐々木氏の新憲法への見解については、次の著書がある。『天皇の国家的象徴制』、昭和24年、甲文社。
- (21) 木村尚三郎「天皇と国王のあいだ」(『諸君』1971年12月号)
- 第2章
- (22) 『毎日新聞』昭和51年9月19日付朝刊。その他の新聞もほぼ同じ内容。
- (23) 『読売新聞』昭和51年10月9日付朝刊。その他の新聞もほぼ同じ内容。
- (24) 松岡英夫「天皇発言と国民の受けとり方」(『サンデー毎日』昭和50年10月19日号)。「(外国人記者に話された)天皇発言への日本人20人の意見」(『週刊朝日』昭和50年10月10日号)など。
- (25) 「〈座談会〉 両陛下のご会見を聞いて」(『毎日新聞』昭和50年11月1日付朝刊)の中の作家児島襄氏の発言。
- (26) 終戦前後に連合国の中でもこうした三つの問題をめぐって論議されていたという(武田清子「天皇観の相剋—連合国の占領政策—」、『世界』1976年10月号、260頁)。
- (27) ねずまさし著『天皇家の歴史』上下2巻、1973年再刊、三一書房。その他羽仁五

- 郎氏や井上清氏などの論文が、前掲『『天皇制』論集』第1輯に収録されている。
- 尚、この見解からすれば、武家時代のように天皇の政治的権力がほとんどなかった時代でも、天皇の伝統的権威が権力支配者に利用され、やはり権力支配者としての機能をはたしたと解釈されている（門脇禎二「前近代における国家と天皇」、『日本史研究』150・151合併号、18頁、昭和50年刊。井上清著『天皇制』、9～15頁、1953年刊、東大新書）。
- (28) 井上清著『天皇制』、111～112頁、1953年刊、東大新書。
- (29) 和辻哲郎「日本古来の伝統と明治維新後の歪曲について」（『現代のエスプリ』第45号所収）。その他歴史学者萩原龍夫氏は、江戸期の庶民の天皇像が、宗教性を持つ奥ゆかしい権威という点にあった、と述べている（「庶民生活と天皇」、『伝統と現代』第8号、昭和44年2月号）。
- (30) デヴィッド・パーガミニ著、いいだもも訳『天皇の陰謀』、1973年刊、れおぼーる書房。
- (31) 井上清著『天皇の戦争責任』、1975年刊、現代評論社。
- (32) 中村菊男著『嵐に耐えて』、昭和47年刊、PHP研究所。山崎丹照著『天皇制の研究』、昭和34年刊、帝国地方行政学会。児島襄著『天皇』全5巻、昭和49年刊、文芸春秋社など。
- (33) 高宮太平著『天皇陛下』、昭和26年刊、酣燈社。栗原健著『天皇—昭和史覚書一』、昭和45年刊、原書房など。
- (34) 河原敏明著『天皇家の50年』、80～81頁、昭和50年刊、講談社。
- (35) 津田左右吉「皇室に関する思想について」（『津田左右吉全集』第23巻所収、264頁、昭和40年、岩波書店）。
- (36) 安倍能成「陛下の御こと」（安倍能成他著『天皇の印象』、4頁、昭和24年、創元社）。
- (37) 井上清著『天皇の戦争責任』、134～135頁。
- (38) 安倍能成「陛下の御こと」（安倍能成他著『天皇の印象』、4頁）。
- (39) 由利静夫他編『天皇語録』、283頁、1974年刊、講談社。
- 第3章
- (40) 石田圭介著『戦後の天皇擁護論』、61～62頁、昭和45年刊、日本教文社。
- (41) 石田雄「戦後の天皇制」（久野収他編『『天皇制』論集』第1輯、217頁）。

- (42) カール・レーヴェンシュタイン著、秋元律郎他訳『君主制』、13頁、昭和32年刊、みすず書房。
- (43) 同上書、112頁。
- (44) 佐藤功著『君主制の研究』、267～268頁、昭和32年刊、日本評論新社。
- (45) 同上書、268～269頁。
- (46) カール・レーヴェンシュタイン著、秋元律郎他訳『君主制』、76頁。
- 第4章
- (47) 倉野憲司、武田祐吉校注『古事記 祝詞』（日本古典文学大系1）、126～127頁、昭和33年、岩波書店。
- (48) 八東清貫著『皇室と神宮』（神宮教養叢書第4集）、3～10頁、昭和32年刊、神宮司庁教導部。藤樫準二著『皇室事典』、134頁、昭和51年刊、明玄書房。
- (49) 歴史学者鳥越憲三郎氏は、古代天皇統治のあり方から天皇制について次のように述べている。
- すなわち、はじめ天皇権は祭事権と政事権とから成る祭政二重主権の形態であり、しかも祭事権の方が上位にあった。その後政事権は撰関家や武家などにゆだねられたが、天皇は政事権に優位する祭事権、つまり国家の安泰と繁栄を祈る神祭りをつとめとし、政事と切り離された立場にあって今日に至っている、と述べている（鳥越憲三郎著『神々と天皇の間—大和朝廷成立の前夜—』、昭和45年刊、朝日新聞社。鳥越憲三郎著『天皇権の起源』、昭和51年刊、朝日新聞社）。
- その他註(13)の石井良助氏など多くの人からも、天皇の固有の姿は「不親政」にあり、統治権を他の者に委ねることが日本の天皇の姿であることが指摘されている。
- 天孫降臨の際の天照大神の仰せといわれるこの神話の思想の中に、天皇が統治権を他に委ねる思想があらわれている。
- (50) 小田村寅二郎他編『歴代天皇の御歌—初代から今上陛下まで二千首—』、292頁、昭和48年刊、日本教文社。
- (51) 明治天皇御集委員会編『新輯明治天皇御集』上、649頁、昭和39年刊、明治神宮。
- (52) 同上書下、807頁。

- (53) 和辻哲郎著『日本倫理想史』上巻、61頁～112頁を筆者が要約、昭和27年刊、岩波書店。
- (54) 天照大神の天岩屋戸ごもりの場面の解釈の例を以下にいくつか示しておく。
- ① 和辻氏……「この神衣を汚したササノヲの尊の乱行は、寛容な天照大神の激怒を買ひ、天岩屋戸籠りを惹起するに至ったのである」(同上書、68頁)。
- ② 武田祐吉氏……「そこで天照らす大神もこれを嫌って、天の岩屋戸をあけて中にお隠れになりました」(武田祐吉訳註『古事記』、214～215頁、昭和31年刊、角川文庫)。
- ③ 神田秀夫氏、太田善麿氏……「見ておそれをなして」(神田秀夫・太田善麿校註『古事記(日本古典全書)』上、211頁の「見畏み」の頭註、昭和37年刊、朝日新聞社)。
- ④ 西郷信綱氏……「ササノヲの目にあまる悪業に、天照大神はおそれいきどおり、天の岩屋戸をとどしてさしこもった」(西郷信綱著『古事記の世界』、78頁、1967年刊、岩波新書)。
- ⑤ 尾崎暢映氏……「そこで天照らす大神もこれを見ておそれて、天の岩屋戸をあけて中にお隠りになった」(尾崎暢映著『古事記全講』、104頁、昭和41年刊、加藤中道館)など。
- (55) 広池千九郎著『伊勢神宮と我国体』、6～10頁、大正4年刊、日月社(『広池博士全集四』に収録、昭和12年初版、昭和43年再版、広池学園出版部)。広池千九郎著『道徳科学の論文』(6冊目)、1890～1901頁、昭和3年初版、昭和35年第8版、道徳科学研究所。
- (56) 埴保己一編『群書類従』第26輯雑部、367頁、昭和35年版、続群書類従完成会。
- (57) 辻善之助著『日本文化史』第5巻、204～208頁、昭和35年版、春秋社。
- (58) 小田村寅二郎他編『歴代天皇の御歌』、197頁。
- (59) 昭和50年1月10日付各新聞の夕刊。また同じ昭和50年の「歌会始」で、皇后陛下は、元旦の神事を行なわれる天皇の姿を次のように詠まれている。
- 星かげのかがやく空の朝まだき
君はいでます歳旦祭に
- (60) 岩川隆「天皇陛下の24時間」(『文芸春秋』昭和46年1月号)。

- (61) 藤樫準二著『皇室事典』、134～136頁。「宗教を現代に問う」〈207〉(『毎日新聞』昭和51年8月26日朝刊)。
- (62) 例えば、明治23年発布された「教育に関する勅語」、いわゆる「教育勅語」の中にも、「斯の道は、実に我が皇祖祖宗の遺訓にして、……」とある(明治神宮編『明治天皇詔勅謹解』、868～869頁、昭和48年刊、講談社)。
- また、昭和20年8月15日の、いわゆる「終戦の詔書」の中にも、「抑々^{そもそも}帝国臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共榮ノ樂ヲ偕^{とも}ニスルハ皇祖祖宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサル所」とある(由利静夫他編『天皇語録』、223頁)。
- (63) 例えば、昭和21年春、天皇神格化に疑問をもたれていた今上天皇は、後水尾天皇のエピソードを側近に紹介された(同上『天皇語録』、253頁)。
- また、昭和21年8月14日(終戦のご聖断から一周年の日)、今上天皇は「わが^{しゅうし}舟師が唐軍と白村江で戦い惨敗した当時の天智天皇がおとりになった国内整備、いわゆる文化国家建設の経りんをしのびたい」と仰せになった(同上書、259～260頁。読売新聞社社会部編『天皇、その涙と微笑』、95～96頁、昭和51年刊、現代出版)。
- (64) 加瀬英明著『天皇家の戦い』、7～12、141～146頁、昭和50年刊、新潮社。由利静夫他編『天皇語録』、240～241頁。また宮内庁の野本氏のご教示によれば、今上天皇は、昭和20年11月13日伊勢神宮、11月14日神武天皇陵と桃山御陵、11月17日大正天皇陵に御親拝されたという。
- その後昭和27年6月に講和発効の報告のため、やはり今上天皇は伊勢神宮と畝傍、桃山両山陵を御親拝されている(前掲書『天皇語録』、302～303頁)。
- (65) 『新輯明治天皇御集』下、905頁。
- (66) 同上書、906頁。
- (67) 木俣修編『あけぼの集』、110頁、昭和49年刊、読売新聞社。
- (68) 『サンケイ新聞』昭和46年6月2日付夕刊。
- (69) 『天皇語録』、362頁。
- (70) 例えば、皇太子殿下の教育にあたっていた故小泉信三氏は、美智子妃殿下に対して、皇室に身を置く者の心得を、次のように語ったと伝えている。すなわち「皇室の伝統的精神は仁慈にある。皇室は政治に関与しないが、どんなに政治がよくても必ず不幸な人がいる。病めるもの、貧しいもの、孤独なものにとつ

て、皇室はまず第一の同情者であるべきだし、歴代、その精神できた。このことを深く心にとどめていただきたい」（浜田寛著『浩宮さまの教育十年』、211～212頁、昭和45年刊、勝利出版）。

- (71) 『あけぼの集』、121頁。
- (72) 辻善之助著『日本文化史』第5巻、204～209頁。
- (73) 同上書、306～309頁。
- (74) 『歴代天皇の御歌』、386頁。
- (75) 『新輯明治天皇御集』上、632頁。
- (76) 同上書、638頁。
- (77) 同上書、637頁。
- (78) 同上書、650頁。
- (79) 渡辺幾治郎著『明治天皇』下巻、154～160頁、昭和33年刊、明治天皇頌徳会。渡辺茂雄著『明治天皇』、245～261頁、昭和41年刊、時事通信社。
- (80) 『天皇語録』、63頁。
- (81) 『サンケイ新聞』昭和46年5月11日付夕刊。
- (82) 同上。
- (83) 昭和50年10月31日の記者会見の最後で、テレビ番組についての質問に対し、天皇陛下は、「テレビはいろいろ見っていますが、放送会社の競争がはなはだ激しいので、いまだどういふ番組を見ているかということには答えられません」と答えられている（昭和50年11月1日付各新聞の朝刊）。
こうしたユーモアのあるお答えの中にも、天皇の国民全体を代表する立場・思想があらわれていると考えられる。
- (84) 『毎日新聞』昭和51年5月17日付朝刊。
- (85) 『あけぼの集』、75頁。
- (86) 『日本文化史』第5巻、205～209頁。
- (87) 『あけぼの集』、122頁。
- (88) 『歴代天皇の御歌』、202頁。
- (89) 水戸部正男著『日本史上の天皇』、178～179頁、1967年刊、福村出版。帝国学院編『宸翰英華』第1冊、467頁、昭和19年刊、紀元2600年奉祝会。
- (90) 『新輯明治天皇御集』下、894頁。

- (91) 『あけぼの集』、86頁。
- (92) 同上書、30頁。
- (93) 哲学者安倍能成氏は、こうした天皇の本質を次のように表現している。
「今まで天皇様を神様だと思ったことはない。皇室を国民の上にある尊族として敬愛するけれども、しかし今の陛下を敬愛するのはやはり陛下が人間としてこの敬愛に価する方だからである。陛下くらし無私で正直で純真な同情の深い人物は、日本は固より世界にも数は少ないと信ずる。人間を尊敬するのはそこに宿る神を尊敬するのである。さういふ意味で私は陛下が人間として最も多く神を宿し給ふ方として陛下を尊敬するのである。」（安倍能成「陛下の御こと」、安倍能成池著『天皇の印象』、8頁、昭和24年刊、創元社）。
また、江戸時代一般民衆にとって、天皇は、「天子さん」と呼ばれ、生き神という感覚でとらえられていたという指摘もされている（宮田登著『生き神信仰一人を祀る習俗一』、91頁、1970年刊、塙新書35）。
天皇を「現人神」と称したりするのはこうした点からもきているのではないか。

第5章

- (94) 由利静夫他編『天皇語録』、23頁、1974年刊、講談社。
- (95) 同上書、29頁。
- (96) 木俣修編『あけぼの集』、9頁、昭和49年刊、読売新聞社。
- (97) 『天皇語録』、142～143頁。
- (98) レナード・モズレー著、高田市太郎訳『天皇ヒロヒト』、263頁、昭和41年刊、毎日新聞社。
- (99) 『毎日新聞』昭和50年9月22日付夕刊。
- (100) 『天皇語録』、239～240、248～250頁など。
- (101) 同上書、238頁。
- (102) 児島襄著『天皇』第5巻、382頁、昭和49年刊、文芸春秋社。
- (103) 蠟山政道著『よみがえる日本』（『日本の歴史』26）、7頁、昭和42年刊、中央公論社。
- (104) モズレー著『天皇ヒロヒト』、147頁。
- (105) 津田左右吉著『日本の皇室』（『津田左右吉全集』第23巻、352～353頁、昭和46年、岩波書店）。

- (106) 『天皇語録』、216頁。モズレー著『天皇ヒロヒト』、304～309頁など。
- (107) モズレー著『天皇ヒロヒト』、309頁。
- (108) 読売新聞社編『昭和史の天皇』(30)、337頁、昭和51年刊、読売新聞社。
- (109) 同上書『昭和史の天皇』(3)、331、364頁。
- (110) モズレー著『天皇ヒロヒト』、310頁。
- (111) 同上書、313頁。
- (112) 児島襄著『天皇』第5巻、393～394頁、昭和49年刊、文芸春秋社。『天皇語録』、218～219頁。
- (113) 『天皇語録』、217頁。
- (114) 児島襄著『天皇』第5巻、395～396頁。
- (115) 『天皇語録』、218頁。
- (116) 同上書、219～220頁。
- (117) 児島襄著『天皇』第5巻、381～383頁。『昭和史の天皇』(30)、378頁。
- (118) 小田村寅二郎他編『歴代天皇の御歌』、401頁、昭和48年刊、日本教文社。
- (119) 『天皇語録』、232～233頁。
- (120) 加瀬英明著『天皇家の戦い』、154頁、昭和50年刊、新潮社。
- また、在位50年を前にして行われた昭和51年11月6日の記者会見において、天皇は、「マッカーサー元帥は常に秘密を守ることを約束しました」「(マッカーサー回想記の内容に間違いはありませんかの質問に対し) そういうことは、今、さっき話したように秘密の約束で話したことですから、私の口からはちょっと言えません」と述べておられる(『毎日新聞』昭和51年11月7日付朝刊)。
- (121) 同上書、154～155頁。『天皇語録』、235頁。
- (122) 『天皇語録』、235～237頁。
- (123) 『読売新聞』昭和30年9月14日付朝刊。
- (124) 河原敏明著『天皇家の50年』、94～95頁、昭和50年刊、講談社。
- (125) モズレー著『天皇ヒロヒト』、333～334頁。
- (126) 日本歴史大辞典編集委員会編『日本史年表』、367頁、昭和48年版、河出書房新社。肥後和男編『歴代天皇紀』、606頁、昭和47年刊、秋田書店。
- (127) 「最近の天皇および天皇制をめぐる諸問題—各種世論調査を中心とする考察—」(社団法人国民出版協会発行のタイプ印刷の小冊子)、7頁、昭和47年

- 6月刊。
- (128) 当時世論調査のいくつかを下記に示す。
- ① 昭和20年12月頃の日本輿論調査所の世論調査によれば、回答総数3348人のうち、天皇制支持の回答95%、否定が5%であったという(加瀬英明著『天皇家の戦い』、192頁)。
- ② マッカーサー元帥の前幕僚、ハリー・エマソン・ワイルズの報告では、1946年1月の世論調査によれば、天皇支持90.1%と伝えている(モズレー著『天皇ヒロヒト』、341頁)。
- ③ 昭和21年2月3日に輿論調査研究所が発表した世論調査(『毎日新聞』昭和21年2月4日)では、回答数約2400中、天皇制支持は2184人で91%の高さであったという(石田圭介著『戦後の天皇擁護論』、62頁、昭和45年刊、日本教文社)。
- ④ 昭和20年11月の『朝日新聞』の投書欄では、天皇制に関するもの174で、そのうち擁護論136、廃止論21、態度不明確のもの12、自由討議を主張するもの5となっているという(同上書、同頁)。
- ⑤ 昭和20年12月の日本世論調査研究所の調査によれば、天皇制支持91.3%、天皇制反対8.7%であったという(後藤靖編『天皇制と民衆』、231～232頁、1976年刊、東大出版会)。
- (129) 昭和21年5月頃の「新憲法草案に関する毎日新聞社の輿論調査の結果」によれば、草案の天皇制は支持85%、反対13%、不明1.7%、また天皇制廃止は賛成11%、反対86%、不明3.7%であったという(同上書、232～233頁)。
- (130) 小野昇著『天皇記者30年』、194頁、昭和48年刊、読売新聞社。尚本書中には、当時の退位論のいきさつがくわしく紹介されている。
- (131) 同上書、同頁。
- (132) 山崎丹照著『天皇制の研究』、316頁、昭和34年刊、帝国地方行政学会。
- (133) 『天皇語録』、283頁。
- (134) 加瀬英明著『天皇家の50年』、57頁。甘露寺受長著『天皇さま』、290頁、昭和40年刊、日輪閣。『別冊毎日グラフ』1976年12月1日号、106頁、元宮内府次長加藤進氏の発言。
- (135) 『歴代天皇の御歌』、401頁。

- (133) 同上書、同頁。
 (137) 『天皇語録』、256頁。
 (138) 同上書、257頁。
 (139) 同上書、271頁。
 (140) 同上書、257頁。また昭和23年には、侍従2人と侍医の3人のお供で、九州を27日間の行程でまわられたこともあったという（前掲書『別冊毎日グラフ』、106頁、元侍医中島憲氏の発言）。
 (141) 『天皇語録』、244～246頁。
 (142) 同上書、301頁。
 (143) 『サンケイ新聞』昭和50年11月1日付朝刊。その他の新聞もほぼ同じ。
 (144) 常岡一郎著『わかるための信仰』、46～47頁、昭和43年刊、養徳社出版。
 (145) 加瀬英明著『天皇家の戦い』、223頁。
 (146) モズレー著『天皇ヒロヒト』、327～329頁。
 (147) 後藤靖編『天皇制と民衆』、234頁。
 (148) 同上書、234～235頁。
 (149) モズレー著『天皇ヒロヒト』、329頁。
 (150) 読売新聞社社会部編『天皇』、22頁、昭和51年刊、現代出版。
 (151) 原田敏明著『天皇家の50年』、76頁。
 (152) ダグラス・マッカーサー著、津島一夫訳『マッカーサー回想記』（下）、142頁、昭和39年刊、朝日新聞社。
 (153) 加瀬英明著『天皇家の戦い』、179頁。
 (154) 中村菊男著『嵐に耐えて』、213頁、昭和47年刊、PHP研究所。
 (155) 『マッカーサー回想記』（下）、142頁。
 (156) 同上書、142～143頁。
 (157) 児島襄著『天皇』第5巻、451頁。
 (158) 加瀬英明著『天皇家の戦い』、193頁。木下道雄著『宮中見聞録』、143～161頁、昭和42年刊、新小説社。入江相政著『天皇さまの還暦』、158～162頁、昭和37年刊、朝日新聞社。
 (159) モズレー著『天皇ヒロヒト』、330頁。
 (160) 『朝日グラフ』昭和51年11月15日号、79頁、朝日新聞社。

- (161) 村上兵衛「天皇制は何故に存続し得たのか」（『流動』1971年10月号、80頁）。
 (162) 読売新聞社社会部編『天皇』、18頁。
 (163) 児島襄著『天皇』第5巻、411～412頁。
 (164) 同上書、382～383頁。読売新聞社編『昭和史の天皇』（30）、378頁。
 (165) 読売新聞社編『昭和史の天皇』（30）、396頁。
 (166) 加瀬英明著『天皇家の戦い』、135～138頁。読売新聞社社会部編『天皇』、18頁。ところで、皇族の中には、あくまで焦土抗戦を主張する人もあったが、8月14日天皇から皇族方に事情の説明があった。それでこの会合に出席した皇族のうちで、戦争終結に反対するものはなくなり、かえって陛下のお気持を帯して、その後は、一転して戦争終結のために、身近の軍人たちを説得するようになったという（羽仁進「ある宮家の半世紀—昭和史の断面—」、『芸芸春秋』昭和51年12月号）。
 (167) 加瀬英明著『天皇家の戦い』、134頁。
 (168) 昭和20年12月1日に、陛下は、両復員省の次官を呼び、「近ごろ“特攻隊くずれ”という言葉さえ聞くが、現状はどうか。これを善導することはできないか」と言われたという（読売新聞社社会部編『天皇』、35頁）。
 (169) 原田敏明著『天皇家の50年』、56～63頁。
 (170) 相良竜介編『ドキュメント昭和史6 占領時代』、40頁、昭和50年刊、平凡社。
 (171) 『マッカーサー回想記』（下）、143頁。
 (172) 加瀬英明著『天皇家の戦い』、218～219頁。モズレー著『天皇ヒロヒト』、340～341頁。
 (173) 加瀬英明著『天皇家の戦い』、224～225頁。原田敏明著『天皇家の50年』、62頁。
 (174) 児島襄著『天皇』第5巻、451頁。
 (175) 加瀬英明「陛下とニッポン男児—天皇50年の戦い—」（『正論』昭和51年11月号、178頁）。
 (176) 加瀬英明「昭和20年—皇居の中では」（『毎日グラフ別冊』1976年12月1日号、152頁）。
 (177) 原田敏明著『天皇家の50年』、62頁。
 (178) 高坂正堯「現代史の中の天皇」（『別冊週刊読売』（在位50年記念号）1976年12月、47頁）。

第 6 章

- (179) 江藤淳著『続・こもんせんす』、214～218頁、1975年刊、北洋社。
- (180) 『朝日新聞』昭和49年11月21日付夕刊。
- (181) 『毎日新聞』昭和49年11月22日付朝刊で「皇室が大きな役割」と報じている。
- (182) 昭和50年10月3日付各新聞夕刊。
- (183) 『サンケイ新聞』昭和50年8月15日付朝刊。
- (184) 読売新聞社社会部編『天皇・その涙と微笑』、91～92頁、昭和51年刊、現代出版。
- (185) 入江相政著『オーロラ紀行』、202～211頁、昭和51年刊、読売新聞社。
- (186) 『毎日新聞』昭和50年9月13日付夕刊。
- (187) 『日本経済新聞』昭和50年9月29日付朝刊。
- (188) 『毎日新聞』昭和50年10月3日付朝刊。
- (189) 『サンケイ新聞』昭和50年10月3日付朝刊。
- (190) 同上新聞、昭和50年10月12日付朝刊。
- (191) 入江相政著『オーロラ紀行』、211頁。
- (192) 『日本経済新聞』昭和50年10月15日付朝刊。
- (193) 『サンケイ新聞』昭和50年10月17日付朝刊。